

第2回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

東 育代君

1. 不登校等児童生徒への支援について

不登校の要因を巡り、子どもと学校側の受け止めに隔たりがあると文部科学省の調査で明らかになりました。不登校の児童生徒が増える中、いかに学校が子どもの本音を引き出し、適切な支援に繋げられるか。国や自治体のサポートに加え、学校現場の意識改革も必要とある。

- (1) 不登校児童生徒の現状について伺う。
- (2) 市教育支援センターの現状と施設の増設について伺う。
- (3) 不登校傾向の児童生徒への支援体制として、先進地の広島県では校内の空き教室を活用したスペシャルサポートルーム（SSR）の取組がある。本市における校内でのサポート体制について伺う。
- (4) 県内他市町では、フリースクールを利用する保護者への負担軽減のための財政支援を求める陳情等が出されている。本市のフリースクールに対する考えを伺う。

2. 公共施設跡地の利活用について

中学校統廃合による学校施設（跡地・建屋等）や市の所有する公共施設跡地について、まちづくりに活かすためには早急に取組を進めるべきではないか。

大六野一美君

1. 消防行政のあり方について

- (1) 現在、人間関係を含め機能しているのか現状を問う。
- (2) 複数人の退職者が出た現実をどのように受け止めているのか。パワハラ問題との関連はあるのか。
- (3) 消防の体制は本署・分遣所の方式がベストの方策だと考えているのか。以前、統合したほうが限りある人員で機能するとの説明を受けたが整合性を問う。

2. 市営住宅の現状について

- (1) とりわけウッドタウン団地の現状は空室が多く、荒れ放題であるが、何か良策はないのか。
- (2) 補助事業での建設であり、入居条件があることは承知をしている。このままで良いとは思わない。早急な対策を講ずるべきだと思うが、対策案を示すべきではないか。

江口祥子君

1. 献血の推進について

少子高齢化により、献血可能な人口が減少している中、近い将来、輸血用の血液が不足するとの推計が出されている。将来に必要な輸血用の血液を確保し続けるための市の取組について伺う。

- (1) 本市における献血推進状況（普及啓発活動）について
- (2) 献血の量の減少（特に10代から30代）についての普及啓発について
- (3) 献血可能年齢になる前の中学生への献血の普及啓発について

2. 起立性調節障害について

自律神経の不調により、頭痛やめまいが起る起立性調節障害が不登校の原因の一つになっている。小中学校の現状や相談体制などの取組を伺う。

吉留良三君

1. 農村の存続について

5年ぶりに「食料・農業・農村基本法」が見直され、2023年度の農業白書もまとまった。

これまで「強い農業」を目指したはずだが、資材高騰や気候変動などで、農畜産業は危機的である。わずか38%に低迷する自給率を引き上げ、所得確保につなげられるか。農家が再生産する取引価格でなければ、農業の持続的発展は見込めず、中山間地の過疎化・疲弊は続き、地域コミュニティの危機は深まるばかりだ。

- (1) 農業の持つ役割は、まさに公益事業だ。足元の資源を見直し、「地消地産・地域循環型経済・ローカルな自給圏構築」が進めるべき施策と考えるがいかがか。
- (2) 地域循環型経済の構築には、学校給食を核とする成功事例が多く、本市も地元産食材等の使用割合を高める方針が示された。また、先進地では、食育の推進による健康寿命を延ばす健康づくり効果も大きいとされる。約4%の地元産の食材等の使用率を徐々に高めながら、農業振興・中山間地のコミュニティ維持のための体制づくり、健康づくりを強化すべきと思うがいかがか。
- (3) 兼業は、日本農業の本質とも言われる。食料・農業・農村基本法見直しでも中小規模の家族経営や「半農半X」など多様な人材を位置付ける方向とも言われるが、どう評価するか。
- (4) 「兼業、半農半X」の生業探しのヒントは地域の困りごとにあると言われるが、どのように考えるか。
- (5) 「特定地域づくり事業協同組合」の進捗状況、課題は何か。
- (6) 「労働者協同組合」は地域の困りごとに寄り添った活動主体になる可能性が大であると思うが、どう評価するか。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第2号（6月17日）（月曜）

出席議員 15名

1番	田畑和彦君	9番	大六野一美君
2番	西田憲智君	10番	濱田尚君
3番	高木章次君	11番	東育代君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	(欠員)	16番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神藺敦子君
補	佐	岩下敬史君	主	査	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	消 防 長	下池裕美君
副 市	長	出水喜三彦君	学 校 教 育 課 長	西村喜一君
教 育	長	相良一洋君	都 市 建 設 課 長	吉見和幸君
総 務 課	長	岡田錦也君	健 康 増 進 課 長	久保さおり君
企 画 政 策 課	長	山崎達治君	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	吉永康彦君
財 政 課	長	長畑正博君	農 政 課 長	久木田 聡君
教 育 総 務 課	長	吉永康彦君		

令和6年6月17日午前10時00分開議

△開 議

○議長（中里純人君） これから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（中里純人君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次質問を許します。

まず、東育代議員の発言を許します。

[11番東 育代君登壇]

○11番（東 育代君） 皆様、おはようございます。

アジサイの花が見頃を迎えています。今年は平年より遅い梅雨入りとなりましたが、沖縄県では100年に一度の大雨に農作物の被害が深刻と報道がありました。本格的な梅雨の季節となりましたが、大きな災害が発生しないことを願っています。

さて、私は、さきに通告しました2件について、市長の見解を求めます。

まず初めに、不登校等児童生徒への支援についての質問です。

全国的な課題ではありますが、本市の不登校傾向や不登校児童生徒の数は多いのではないのでしょうか。学校現場や教育委員会も様々な角度から取り組まれていることは承知しておりますが、改善に至らないのはなぜだろう、何が足りないのだろう、何か手だてはないものか、などと思います。

令和5年度の串木野中学校卒業式に参加する機会がありました。十数人の卒業生は、名前は呼ばれましたが返事はありませんでした。どのような理由があるのか知り得ませんが、何か違う、このままでいいのか、中学校の卒業式に参加して胸が痛くなりました。

教育機会確保法の基本理念に、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」とあります。学びの形はいろいろあるようです。不登校の要因をめぐり、子どもと学校側の受け止めに隔たりがあると文科省の調査

で明らかになりました。不登校の児童生徒が増える中、いかに学校が子どもの本音を引き出し適切な支援につなげるか、国や自治体のサポートに加え、学校現場の意識改革も必要とあります。

不登校児童生徒の要因については、文科省の調査結果は示されていますが、本市ではどのような調査をされているのか。調査結果によっては支援の在り方やサポート体制も違ってくるように思います。

そこで、まず初めに、本市における不登校等児童生徒の現状について、市長の見解を求めます。

以上、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） おはようございます。東育代議員の御質問にお答えをいたします。不登校児童生徒の現状、それから、それに関する取組ということであると思います。

不登校児童生徒は全国的に急増しております。本市においても同様に急増しているのが現状でございます。そのことを踏まえ、これまでも改善に向けて課題を整理し、教育委員会を中心に対策を行ってまいりました。

昨年度は、新たな取組として、中学校への心の教育相談員の配置、心の架け橋教育相談事業の導入、さらに、学校教育専門員が定期的に中学校へ行き、指導も行っております。こうした取組により、中学校においては不登校生徒の新規者数が昨年度は減少しております。また、個別に見ても欠席日数が減っている不登校生徒も多くなっております。さらに、今年度5月末時点で不登校者数についても昨年度と比べて減少しており、これまでの取組の成果が徐々にではありますが現れてきていると思っております。

今年度からは串木野中学校に校内支援教室を設置し、不登校や不登校傾向の生徒が安心して学べる環境を整え、一人ひとりの実態に応じた学習支援を進めております。

不登校は一朝一夕には解消が難しい問題であります。今後も一人ひとりの実態や成長に寄り添い、さらに取組や支援を充実させることが大切であると考えております。

詳しいことにつきましては、担当課長のほうが答

弁をいたします。

○学校教育課長（西村喜一君） 本市の不登校児童生徒の現状と取組の詳細についてでございます。

本市の不登校児童生徒の数は、過去10年間の経緯を見ると、平成26年度から令和元年度までは30人前後で推移しておりました。しかし、令和2年度が52人、令和3年度が62人、令和4年度が75人、令和5年度が84人と、年々10人前後増加しております。

これについては様々な要因が考えられますが、特に、コロナ禍において令和2年に行われた2回の全国的な臨時休業や令和5年5月までの約3年間の教育活動等の制限が大きな要因の一つとして考えられます。

不登校対策として、以前から教育支援センターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携等を行ってまいりました。それらに加え、昨年度は、不登校の未然防止を目的として、中学校への心の教育相談員の配置や主に保護者を対象とした心の架け橋教育相談事業の導入、学校教育専門員の毎週行われている中学校の適応支援委員会や生徒指導委員会での指導など、新たな対策を行っております。

それらの取組により、中学校においては、不登校生徒の新規者数が、令和4年度の21人から令和5年度は18人に減少しました。また、令和4年度に30日以上欠席していた生徒の中では、令和5年度は47.6%の生徒の欠席日数が減少しております。さらに、令和6年度5月末時点での不登校児童生徒数が、昨年度は16人でしたが今年度は10人と減少しているなど、一定の成果が得られております。

今年度は、新たに串木野中学校に校内支援教室を設置しました。登校しても教室に入れない生徒など、一人ひとりの実態に応じた学習支援を含む居場所づくりとして効果的に活用していくよう進めてまいります。

○11番（東 育代君） ただいま答弁を、市長と、それから担当課長からいただきました。

前年度比では減少している。新規は減少している。ただ、今推移をお聞きしますと、やはり毎年毎年増えているということですよ。新規は減っているけ

れど増えているということは、そこら辺はやっぱり、ここを何とかしないといけないということになりますよね。全体的にはとてもとても多い数字だと思っております。

長期欠席の理由項目の一つに不登校と言われておりますが、いじめや病気やけが、ヤングケアラー、その他たくさんの要因があるように思います。それぞれの全ての長期欠席者への支援が必要と言われておりますが、いじめ、病気やけが、ヤングケアラー、そこら辺についての数字というのは分かりますか。

○学校教育課長（西村喜一君） 不登校の長期欠席の理由についてですが、いわゆる不登校と言われる子どもたちが84名ということです。病気やけが、その他経済的理由のほか要因のある欠席者数も数名おります。手元に数がありませんが、数名いるということはあります。

○11番（東 育代君） 今、課長のほうから答弁いただきました。

数字まで聞くということを前提としておりませんが、ここら辺をきちっと整理していただいて、そして、どういう支援が必要なのか、それぞれの要因に対して、子どもたちに対しての支援というのが必要であるように思っているところです。

例えば、病気やけがであれば対応されているでしょう。ヤングケアラーもどのくらいいるのかな、本市はどうなんでしょうか。そこら辺も掘り下げたときに、やっぱり支援体制というのが違ってくると思うんですが、そこら辺についていかがでしょうか。

○教育長（相良一洋君） ただいま東議員のほうから質問がございました。

不登校の児童生徒が84人、そして、それ以外が24人ということですがけれども、全ての長期欠席者については、各学校において、適応支援委員会や生徒指導委員会等で一人ひとりの実態、そのことについて組織的に協議をして、個別の支援を行っております。その際、学校教育専門員も協議に参加をしまして、不登校の要因について検討整理し、相談体制の強化、そして、ケース会議の実施、子どもみらい課や福祉課の関係機関との連携などを図りながら支援ができるように指導をしております。

学習支援としては、家庭訪問での個別指導、家庭学習の見届け、タブレットの活用など、個々の実態に合わせた支援が必要だと思っております。長期欠席者の支援については、一人ひとりの実態や家庭との連携等、様々なことを考慮しながらの個別の対応を考えております。家庭訪問をして、より効果的な支援を子どもや保護者と一緒に考えたり、スクールソーシャルワーカーと一緒に登校する中で、心の教育相談員とも連携を図りながら対応をすることにしております。

学校、家庭、関係機関が連携をして子どもたちを見守って、充実した支援ができるように努めていきたいと考えております。

○11番（東 育代君） 今、教育長のほうから個別に対応はしていると、十分対応しているということでした。

しかし、なかなか改善が見られない。この数字を見たときに、まだ何かあるのかなという思いがしております。

不登校の要因をめぐり、子どもと学校側の受け止めに隔たりがあると文科省の調査で明らかになりました。これは新聞の記事にありました。特にいじめ被害では、学校側が4.2%、子ども側は26.2%という数字があります。また、教職員への反抗、反発というのは、学校側3.5%に対して子ども側は35.9%ということでもあります。不安、抑鬱、学校側19.9%、子ども側は76.5%と、こういうふうに学校側と子ども側の認識に大きく差異が生じているとの報告があります。

本市ではどうでしょうか。

○教育長（相良一洋君） 不登校の要因について、学校側と子ども側の認識の差異があるということについてでございます。

本市では、学校、子どもと別々の調査は行っておりませんが、学校独自で判断した要因ではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子どもや保護者との面談等、幅広く情報収集したもののなかから主なものを要因として挙げております。また、一人ひとりの要因や不登校対策について協議するために、担当指導主事や学校教育専門員が5月

と10月に定期的に学校訪問を行い、支援体制について指導をしたり、学校教育専門員が必要に応じてケース会議等に参加したりするなど対応しております。

不登校の要因は多岐にわたるため、一つに限定するのは大変難しいことでございます。これまでも把握した要因を分析すると、生活リズムの不調に関する相談が最も多く、次いで友人関係、次いで学業の不振の割合が高いことが分かりました。また、きっかけは様々であったとしても、生活リズムの乱れや学習の遅れなどの要因が加わることで、不登校の状態が長期化することにもつながることが考えられます。

今後も一人ひとりの児童生徒に寄り添い、家庭や関係機関と連携をし、担任の活用によって子どもの本音を引き出し、よりよい支援を迅速に、かつ、効果的に行うことができるように進めてまいりたいと考えております。

○11番（東 育代君） 子ども側、学校側と調査はしていない、ただ、幅広く調査はしている、聞き取りをしているということですが、やはりここも1回、子どもたちの声も聞かれたらいいのかなと思います。

友人関係、ここら辺が一番のネックになってくるのかなと。それに対して学校側は、子どもたちの意見を聞いたときにどのように受け止められるのかなという思いもしております。

本人が精神的な苦痛を感じていたらいじめと捉えられますが、本市でのいじめについての現状、あるいは届出、そこら辺はありますか。

○学校教育課長（西村喜一君） 本市のいじめの数についてですが、令和5年度では、認知件数としまして小学校が38件、中学校が7件、合計45件、認知されております。

○11番（東 育代君） 認知件数として45件と言われましたね、あるということで、やはりいろいろな見方があるとは思いますが、でも、この中にはいじめを深刻に子どもたちが感じて学校に行けない、不登校になっている状況もあるのではないかなと思うんですが、そこら辺はどうですか。

○教育長（相良一洋君） ただいまのいじめの認知

件数、そして要因については様々ございます。本市で、今、いじめ防止対策推進法にのっとり、そういう協議会も実施をしております。

その45件あった中で、特に解消されない部分については、随時、経過観察をしながら指導していかないといけないということがございます。

もちろん子どもに対して、保護者に対して、そしてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図りながら、継続的に、そして、いろんな心の不安、悩みを持っておりますので、それが解消できるように支援をしていくということで詰めております。

○11番（東 育代君） 過去にも大変な報告があったということは承知しておりますが、例えば、直近であって、この質問をするに当たっているところから御意見をいただきました。

例えば、現在、いじめを受けて学校に行けない不登校状態の子どもの保護者が転校したいと申し出たら、学校側は「新しい行きたい学校のほうに、学校区に引っ越しされたら可能ですよ」と言われましたが、子どもの気持ちが変わればこのまま今の学校への通学を続けていただきたいということだけでした。

簡単に家を引っ越す、持家であればなおさらですよ。いじめを受け続けた子どもの気持ちはそんなに簡単に変わるものではないし、家から出なくなりました。現在、不登校ということです。今は市営住宅に入居しています。市営住宅から市営住宅への転居はできないと市側からの説明を受けました。市営住宅法の縛りがあるかもしれませんが、子どもの思いを優先したときに何か手だてはないのか。「相談しても回答がない」とお話しされました。

このようなケースについて、教育長、どのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（西村喜一君） すみません、先ほどいじめの件数についてですが、ちょっと訂正がありますのでもう一度お伝えします。

小学校、先ほど38件と言いましたが40件でした。中学校は7件で47件ということになります。

○教育長（相良一洋君） いじめに関するいろんな要件がある中で、保護者の悩み、そして子どもたち

の心の問題、今、学校で起きていること全てにおいて冷静に対応していかないといけないだろうと思うところです。いろんな原因を聞きながら、そして、教育委員会のほうも学校現場を訪れて、そして管理職とも、または担任を含めながらも十分協議をしながら対策を講じていかなければならないと思っています。

そういういじめの対象者、そういう心の悩みを訴えている親御さんにつきましては、本当に寄り添う形を取りながら、真摯に解決の方向に向けて努力していきたいと思っています。

○11番（東 育代君） 今、現在進行形の事例をちょっとお話しさせていただきましたが、これ以上は個人情報になりますので申しません。

いじめ被害、先ほども申しましたが、学校側は4.2%、子ども側は26.2%と大きな隔りがあるわけですよ。学校側と子ども側の認識の違いから不登校状態になっているということです。

教育機会確保法では、「子どもがつらいとき、無理して学校に来てくださいとは言わなくなった」とありますが、今は休んでもよいですよ。でも、このまま休み続けてよいですよということではないですよ。環境整備が重要のようです。

情報の共有と話し合いが必要ですし、当事者の目線での課題の整理をすべきではないかと思っています。再度お聞きします。

○学校教育課長（西村喜一君） 今おっしゃいましたように、いじめによって学校に来られないという状況、それは非常によくない状況であるということ、学校としましては、それについて全力でまずは解決を図っていくということです。

それに加えて、もしそれがうまくいかなかった場合には、ほかのサポートを家庭訪問で行ったりというようなことを今後も考えていくということになっております。

○11番（東 育代君） ぜひいい方法で、子どもたちが幸せな道を歩めるように相談に乗っていただき、そして、それに対して保護者へのしっかりとした回答、求められたことに対しての回答をしていただけるようにお願いします。

次、市教育支援センターの現状と施設の増設について伺います。

今までも何回となく増設の必要性を訴えてきましたが、「教育委員会が市来庁舎にあることから、支援体制が充実している」との答弁でした。

登録者は増えているとお聞きしますが、支援センターの利用者は増えているのでしょうか。市教育支援センターの現状を伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 市教育支援センターの利用者についてであります。

令和4年度の市教育支援センターの利用登録者数は19人で、令和5年度の利用登録者数は23人でした。令和4年度に比べ、令和5年度は不登校児童生徒数が増えたため、利用登録者も4人増えております。

令和6年度は、6月7日現在において8人が利用登録をしております。登録者数が昨年度より大きく減ったのは、昨年度の登録者の中で中学3年生の利用率が高かったためであります。また、5月末現在、昨年と同時期と比較して、先ほども申し上げましたが、不登校児童生徒数が減少したことも理由として考えられます。

今後でもできるだけ多くの不登校の児童生徒が利用できるよう、学校との連携を深めてまいりたいと思います。

○11番（東 育代君） 登録者数、利用者数、これは登録者の数ですよね。利用者の数とはまた違いますよね。分かりました。

児童生徒の思いをこちら側と見たときに、教育委員会、学校現場のお考えはあちら側と見えるわけですね。支援される児童生徒である当事者の思いに重点を置くのか、支援する側に重きを置くのか、支援センターの運営方針も違ってきそうです。

教育機会確保法の基本理念に明記されておりますが、「不登校児童生徒が多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」とあります。

登録者に対する支援について伺いますが、当事者の目線に立ったときに、市教育支援センターの支援体制は十分でしょうか。

○学校教育課長（西村喜一君） 現在、教育支援センターでは支援員を二人配置しております、その

二人の支援員が支援を行っております。

内容としては、子どもたちの学習支援、そして保護者等含めた教育相談、また、各団体との連携を図るための支援、そういったものを行っております。

○11番（東 育代君） 様々な支援体制は整っているということですが、先ほども触れましたが、登録者に対して利用者というのはなかなか増えないわけですね。増えないというか、登録している方が皆さん通学しているということじゃないですか。

そこら辺についての支援体制は十分かということをお聞きしました。

○学校教育課長（西村喜一君） 今おっしゃいましたように、登録者数は昨年度23人でしたが、平均の利用者数は6.3人ということで、そのうち登録はしているけれども毎日来ているというわけではございません。

そういった子どもたちには、当然、学校のほうから家庭訪問を行ったり様々な支援を行って、登録者の子どもたちがそこを利用できるように、また、学校に来られるようにということで行っております。

○11番（東 育代君） センターの支援員の方々は一生涯懸命されていると思うんですが、やはり登録してもなかなか利用ができない、その子どもたちに対しての支援体制というのが一番大事なかなと思います。

教育機会確保法の基本方針の中に、「教育支援センターについては、通所希望者に対する支援のみならず、通所を希望しない不登校児童生徒に対する訪問支援を実施するなど、不登校児童生徒の支援の中核となるよう設置の促進や機能強化を推進する」とあります。

支援員の先生方は一生涯懸命なさっていることは承知していますが、通所を希望しない不登校児童生徒に対する訪問支援についてはどのようなか、現状を伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 家庭訪問につきましては、基本的に学校の先生方で行っていただいております。

先ほども申し上げましたように、教育支援センターの支援員の方々には、そちらのほうに来ていただいて教育相談を随時受け付けております。

また、スクールカウンセラーとの連携も図りながら、スクールカウンセラーを呼んで、そして、その支援センターでカウンセリングを行うということも行っております。

○11番（東 育代君） 通所希望者に対する支援のみならず、通所を希望しない不登校児童生徒に対する訪問支援ということも示されております。

各学校と情報を共有しながら、限られた人数の中で取り組まれていることと思いますが、不登校児童生徒の割合からすると、もう少し利用者が増えるといいと思っております。

串木野地域の不登校児童生徒のセンター利用状況はどうでしょうか。「登下校は保護者の責任で」とありますが、串木野地域から通うには物理的に厳しいと思えます。

串木野地域にもう一か所増やすべきと思っておりますが、市教育支援センターの増設について伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 串木野地域の児童生徒の教育支援センターの利用状況についてであります。

令和4年度は、利用者数19人のうち串木野地域の生徒が10人でした。令和5年度は、利用登録者数が23人中、串木野地域の児童生徒は17人でした。令和6年度は、6月7日現在で利用登録者は8人中5人が串木野地域の児童生徒であります。

市教育支援センターを増設ということですが、現時点での市教育支援センターの登録者数や利用者数から、現在のところ串木野地域に教育支援センターの増設は考えてはおりません。

今年度から設置した串木野中学校の校内支援教室において、生徒への支援の充実を図ってまいりたいと思っております。

現在の教育支援センターの設置場所では、児童生徒が学習や読書、運動など様々な活動がスムーズに行われております。また、使用できる部屋も幾つかあり、個別の対応も行われているところです。さらに、教育委員会が近くにあるということで、緊急時に迅速に対応が可能であるということ、さらに、今使っている施設が常時使用可能な場所であることなどから、現在の場所が最適であると考えております。

教育支援センターへの行き帰りについてでございますが、児童生徒の交通事故防止、不審者への対策など安全面を十分に考慮して、保護者の責任で行うように現在は依頼しております。

○11番（東 育代君） 答弁いただきました。

想定内の答弁だと思っておりますが、やはり八十数人の子どもたちが不登校、そういう中で、利用者はこういう状況、あるいは串木野地域から23人登録している。多いんですね。串木野地域から登録している人も。でも、串木野地域のほうの不登校の数も多いんですね。

物理的にいろいろ総体的に考えたときに、もちろん今の場所はすごくいい場所だと思いますが、ちょっと1か所では少ないのじゃないかなと。これではなかなか難しいという思いがしております。

こちら側の子どもたちの当事者の目線になったときにどうなんだろう。運営するほうの立場、向こう側、あちら側でなくて、当事者の思いというのを理解してほしいなど。

不登校児童生徒については複雑な要因が絡み合っていることは承知しておりますが、いかに学校が子どもの本音を引き出すか、適切な支援につなげるか、国や自治体のサポートに加え、学校現場の意識改革も必要とあります。当事者目線での課題の整理をすべきと思っております。いかがでしょうか。

○学校教育課長（西村喜一君） 今議員がおっしゃったように、不登校児童生徒数は昨年度84人でした。登録者数は23人ということで、少ないのではないかなというふうなことだと思います。

ただ、この不登校児童生徒の中では、30人以上が不登校児童生徒ということで上げてはおりますが、中には30日ぐらいの子もいれば、150日を超える児童生徒もいます。一人ひとりの状況によって支援の仕方は大きく変わると思います。

例えば、欠席日数が30日の生徒であれば、1週間に1日休むか休まないかという状況でありますので、基本的には学校に登校しているということです。その子どもに対してはできるだけ学校に登校できるように、そちらに重点を置いて支援しているということになります。例えば、150日を超えている子ども

については、週に3日、4日休むわけですので、様々な支援をしておりますが、その一つとして教育支援センターに通うことを進めるなど、その子どもの居場所づくりや社会的に自立できるようにということを目指して対応しております。そのことから考えると、84人中23人ということに対して多いとか少ないとかいうのはなかなか判断することは難しいなと思っています。

そもそも教育支援センターというのは不登校児童生徒の居場所づくり、そして、自ら進路を主体的に決めさせる場だったり、また、学校復帰への足がかりのための施設であると同時に、その保護者の教育相談の場だったり、同じ悩みを持つ保護者同士の交流の場、関係機関の連携を進めて支援を手厚くする場、そういったセンター的な役割を持っております。ですので、今後もその辺を踏まえて考えていきたいと思っております。

○11番（東 育代君） 5月17日に、先進地行政視察で広島県海田町海田小学校の青空教室の取組について研修してまいりました。

そこで、次の質問です。

不登校傾向の児童生徒への支援体制として、先進地の広島県では、校内の空き教室を活用したスペシャルサポートルームの取組がありますが、本市における校内でのサポート体制について伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 串木野中学校に設置した校内支援教室のサポートの状況ですが、現在、串木野中学校の金工室を支援教室にするために整備を進めております。今回の補正予算で、空調、照明、パーティション、机、椅子の整備に必要な予算を計上しております。

校内支援教室には心の教育相談員1名を常時配置し、生徒にとって安心安全な居場所づくりを進めております。5月末までに、昨年度不登校及び不登校傾向の生徒5名が教育相談や学習支援を行っております。その中で、昨年度150日以上欠席した生徒が、5月末現在で1日も欠席していないなどの成果も少しずつ現れております。

また、不登校未然防止のために各学級を参観して回り、担任や特別教育支援員と連携を図って、5月

末までに17名の生徒の教育相談とか教育支援を行っている現状です。

○11番（東 育代君） 今、答弁をいただきました。

運営は現場である串木野中学校ですね。本市の校内教育支援センターの設置目的、あるいはセンターの役割、保護者への説明・周知方法、他機関との連携など多くの課題があるようです。

校内教育支援センターの取組について、市の基本的な考え方を伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 本市の校内支援教室の目的についてですが、本市の校内支援教室事業は、学校には行けるけれども自分のクラスには入れないときや少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたいようなときなど相談に乗って学習のサポートを行うこと、不登校の生徒が安心して学べる環境を整え、不登校支援や教室での学習が困難な状況にある生徒の学び場を確保すること、そして、教職員が連携を図りながら、一人ひとりの実態に応じた学習支援につなげ、学びの場の充実を図ることを目的として進めております。

○11番（東 育代君） 小学校で不登校傾向の児童が、中学校に進級してから不登校になるケースもあると思われま。

研修先の海田小学校は、広島県の不登校スペシャルサポートルーム推進校の指定を受けて、運営や組織的に支援体制の構築がなされておりました。担当の先生を中心に、常に情報の共有やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携、中学校との連携が密に取られて、楽しいと思われる授業づくりがなされておりました。

不登校に陥りやすい子どもたちへの早めの対応について、小学校に設置されていることは大きな意味があるようでした。

本市も小学校への校内教育センター設置は今後の課題と思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（西村喜一君） 小学校への校内支援教室についてであります。昨年度から中学校に配置している心の教育相談員の活用によって、令和5年度は中学校の新規登録者数が前年度に比べて3人減ったということを先ほど申し上げました。

心の教育相談員は、子どもの教育相談だけでなく、別室登校の対応にも当たっています。不登校者数の抑制現象に対する効果が、先ほど言いましたように現れております。

昨年度は、小学校における新規不登校児童が増加しております。不登校は、議員もおっしゃったように早期の対応が必要、大切ですので、今後は学校の実態や要望等を踏まえ、小学校への校内支援教室の設置について検討していく必要があるとは考えております。

○11番（東 育代君） そうですね。やはり小学校の不登校も増えているということですので、ぜひ早めの対応が必要かなと。そして、中学校に入っちは落ち着いた環境で学べるということになると思いますので、検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

県内の他市町村では、フリースクールを利用する保護者への負担軽減のための財政支援を求める陳情等が出されています。教育機会確保法の基本理念に明記されている不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援が果たされているとは言えない状態であり、早急な具体策を講じる必要があるというものです。

本市のフリースクールに対する考えを伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 現在、フリースクールに通っている児童生徒は本市ではおりません。今のところ本市では、フリースクールの利用に対する財政的な支援、そういった制度もございません。

昨年度、子どもを他市のフリースクールに通わせたら補助があるのかという問合せは中学校の保護者からありましたが、実際にはその生徒は市の教育支援センターに通いました。

ただし、本市教育支援センターや校内支援教室においても、フリースクールと同様に、子どもたちの実態に応じた個別の学習計画を設定し、児童生徒個々に寄り添った学習の進め方を丁寧に行っております。

そのことを踏まえ、教育支援センターや校内支援教室の活動内容を詳しく説明し、実際の活動の様子を参観していただいて、児童生徒や保護者に十分理

解していただいた上で、まずは市の教育支援センターや校内支援教室に通うことを進めていきたいと思っております。

○11番（東 育代君） 教育機会確保法の大まかな五つのポイントの中に、「学校以外の学びの大切さ」というのがあります。「フリースクールや家庭など学校以外の多様な学び場を選択することが大切です。一人ひとりに合った居場所、学習環境を確保することが重要」とあります。

不登校は学校の環境が合っていない状態であり、誰にでも起こり得るとされております。県内16市町で、昨年12月までに、フリースクールを利用する保護者らの負担軽減のための経済的支援制度を確立する意見書が国に提出されております。

本市にはフリースクールありませんが、近隣の自治体にあります。今後は学校とフリースクールとの連携も課題であるように思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（西村喜一君） フリースクールとの連携についてでございますが、現在、本市にフリースクールはございません。また、市外のフリースクールに通っている児童生徒もいないため、現時点でフリースクールとの連携は図っておりません。

今後、フリースクールに通う児童生徒が出てきた場合には、フリースクールの運営状況や学習指導の内容を把握したり、出席扱い等について協議したりするなど連携を図っていく必要があると考えております。

○11番（東 育代君） 中学校3年時点での不登校の生徒が5年後に学校か仕事に行っている割合を調べた文部科学省の調査では、「約8割が社会に出ている。登校に固執せず、疲れや傷つきがある子どもをこれ以上追い詰めないことが大切」とあります。

「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」とあるように、いろんな学びの形があってもよいのではないかと思います。

教育機会確保法の五つのポイントの中に、子どもや親への必要な情報提供が明記されております。

「学校や地方公共団体は子どもや親に必要な情報提

供をすること」とあります。「休養の必要性や民間施設の紹介など、個々への適切な支援のために積極的な情報交換や連携をすること」としてはいますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（西村喜一君） 現在、市教育支援センターと校内支援教室においては、それぞれの児童生徒の実態に応じて個別に学習計画を立て、毎日の学習内容を設定し活動を行うなど、多様な学びを支援できるように柔軟に対応しております。また、利用者全員でバドミントンなどの運動を楽しんだり、ALTが英語の学習を行って、利用者同士の交流を深めたりしています。さらに、学校教育専門員や地域のボランティアの方が、数学や理科、社会などの事業を行い、学校から出された課題や定期テストへの準備など、様々な学びができるように工夫しております。

不登校の児童生徒や不登校傾向の児童生徒に対しては個々の状況に踏まえた支援が特に必要であるため、それぞれの児童生徒の状況に応じたいろいろな学びの形は当然考えられると思います。

その中で、子どもたちが、将来、進路選択上で不利益が生じないようにするために、学習指導要領に示されている知識、技能、思考力、判断力、表現力と学びに向かう力、人間性という、児童生徒に必要な資質・能力の育成は必要でありますので、個々の状況に応じた支援を充実させていきたいと考えております。

また、県のホームページ等にはフリースクールの情報も出されております。そういったものも保護者へ周知、そういった支援を行っていくことも考えられると思います。

○11番（東 育代君） 不登校等児童生徒の支援について、縷々質問を重ねてまいりました。

「ほっとルーム」だよりの6月21日発行の記事に、「不登校の事例は多様で解決方法も多様です。子どもを追い詰めず、子どもの居場所をつくってあげる。学校復帰は諦めない」とありました。

今は無理やり学校に行かなくてもよい。でも、このままでよいかと言われると、そうではないです。不登校児童生徒ゼロにするという高い目標を掲げて

取り組んでほしいと強く願っています。未来の宝である子どもたちが大切な時間を生きる力に変えられるよう、当事者に寄り添った施策を期待します。

不登校児童生徒の支援について、再度、市長の見解を求めます。

○市長（中屋謙治君） 今、不登校の数の問題は、年ごとに、以前は30人前後だったものが今80人という数字になってきております。児童生徒の数は減ってきている中に不登校の子どもたちは増えているという、本当に深刻な状態だと思います。

数としては84人なのですが、これは一人ひとり違うと思うんです。一人ひとりが不登校になった要因、あるいは学校に行けない要因。ですから、一人ひとりをしっかりと、なぜそういう状況なのか、学校の先生、スクールソーシャルワーカー、カウンセラー、そういう方々がしっかりと分析をして、どこにどういう手だてをすればいいのか、学校だけではなくて、家庭も一緒になって、そして一歩ずつ学校に行けるような環境づくり、地道な取組だと思いますけれども、これが大事だろうと思います。

ですから、10人とか20人をひっくるめてやれば一気に解決するという問題ではないと思いますので、一人ひとりの要因をしっかりと分析し、そこに寄り添って解決をしていく、こういうことに尽きるんだろうと思っています。

○11番（東 育代君） ただいま市長のほうからも答弁をいただきました。

一人ひとりに寄り添うということで、いろんなケースがあると思います。市のほうもいろんな形での支援、施策をこれからも続けていただきたいと思います。

次の、公共施設跡地の利活用についての質問です。先進地行政視察で、徳島県三好市の廃校施設の活用について研修をしてまいりました。無償での貸出しは市に利益がなくても地域が元気になると、最大のメリットとお聞きしました。

中学校廃校による学校施設跡地や市の所有する公共施設跡地について、まちづくりに活かすために早急に取り組むべきと思いますが、いかがでしょうか。

○企画政策課長（山崎達治君） 公共施設跡地活用

の本市の現状についてであります。

本市におきましては、旧冠岳小学校及び日置北部公設卸売市場の跡地に加えまして、令和8年3月に閉校する3中学校など、今後、用途廃止となる公共施設の増加が見込まれております。

これらの施設の跡地活用につきましては、今年度から企画政策課を担当部署としまして、また、全庁体制で取り組むため、本年4月に公共施設跡地等利活用検討委員会を設置し、総合的かつ速やかに検討を行いながら、公共施設の跡地活用に取り組むこととしております。

今年度につきましては、まず、冠岳小学校及び日置北部公設卸売市場につきまして、活用に関するアイデアや意向などを把握するため、本年5月からサウンディング型市場調査を実施しております。

現在実施しておりますこの調査では、市のホームページに加えまして、国土交通省、日本PPP・PFI協会、鹿児島県PPP・PFI協会のポータルサイトなどに掲載するほか、文部科学省のみんなの廃校プロジェクトに掲載しております。そのような形で全国的に幅広く情報発信をしております。これまで3社から個別の説明や現地の説明の申込みが来ております。

今後、このサウンディング型市場調査の結果を基に、活用条件などの公募条件、市の支援策などを検討し、10月をめどに公募を始めたいと考えております。

○11番（東 育代君） 今、取組を始めているということで答弁いただきました。

市の所有する公共施設の見直しと、中学校も3校の廃校がもう既に決まっております。

三好市での取組は、施設活用に対する支援、開設経費補助など行わず、ありのままの状態が無償で貸出し、原状復帰は求めないとお聞きしました。次の人は残されたものを活用しながら使用する。無償にすることで補助金返納はないということをお聞きしました。応募方法も様々な媒体をフルに活用して広く公募するとお聞きしております。

跡地活用について、市としての方向性を早く示すべきだと思っております。公共施設の跡地の利活用につい

て、市長の考えをお聞きします。

○企画政策課長（山崎達治君） 公共施設跡地活用に関わる市の取組、進め方についてであります。

本市においては、令和3年に第1期建物系個別施設計画を策定し、施設ごとの方針を決定しているところであります。廃止と判断した施設や中学校など民間企業の活用が見込まれる施設については、今後、公共施設跡地等利活用検討会で跡地の利活用について幅広く検討していくこととしております。

具体的な取組としましては、廃止が見込まれる1年前までに、担当部署において、設備や劣化状況、補助金や用途制限などの施設ごとの現況を整理するとともに、地域との調整を図ることとしております。

次に、跡地の活用につきましては、それぞれの施設の立地条件、施設の規模、設備、老朽化の状況などが異なりますので、まずはサウンディング型市場調査を実施し、民間企業による市場のニーズや要望などを把握することとしております。

この市場調査を基に、これらの施設ごとの公募条件や支援策を検討し、幅広く公募を行うことにより、速やかに跡地の活用につなげていきたいと考えております。

○11番（東 育代君） 担当課長から答弁を受けましたが、私たちが徳島県三好市のほうに行ったときに市長から、「これだけはすばしい、これを本当にまちづくりに活かしてほしい」ということを担当課のほうに伝えられて、そして、その担当課は、まちづくりにどのような成果が求められるのか、成果の追及を求められた担当者は、ほかの仕事との兼任ではなく、熱意を持って枠組みづくりをまずしたということでした。「その後、誰が担当しても道筋ができています」とお聞きしてまいりました。

跡地活用については後手後手にならないような取組が必要と思っておりますが、市長の見解を求めます。

○市長（中屋謙治君） 詳細については先ほど担当課長のほうから説明したとおりでございます。

中学校であっても令和8年統合、そして跡地活用が出てくるということで、そのときになってどうこうではなくて、早めにということで取り組んでおり

ます。

ただ、先ほど御紹介いただきました、他市のいろんな考えがあるんでしょうけれども、無償で貸出し、原状復帰を求めない、そして、次の人は残されたものをそのまま使うんだと。大事な公共財産であります。ですから、私どもの中学校を例に取りますと、三つの中学校が跡地活用という問題が出てきますけれども、果たしてどういう使い方がいいのか、先ほど御紹介いただいたような形が果たしてベストなのかどうかということを含めて慎重に、そして、先ほど申し上げたように、個ではなくて組織として検討委員会を立ち上げて早めにということで取り組んでまいりますので、そこら辺御理解いただければと思います。

○11番（東 育代君） 市長のほうからも答弁いただきました。

無償で貸し出して、そして、市としては利益はない。ただ、まちづくりに活かしたら市としての利益はあるという考え方の取組を紹介いたしました。それがこの市に当てはまるかどうか分かりませんが、他市では跡地活用については前向きに活かすにはどうしたらいいか、そして、まちづくりにこの後活かすにはどうしたらいいかというようなことを真剣に考えた取組を紹介いたしました。

市長の答弁もいただきましたが、このことについては、その後、またいろんな形で質問させていただきたいと思います。

以上で一般質問の全てを終わります。

○議長（中里純人君） 次に、大六野一美議員の発言を許します。

[9番大六野一美君登壇]

○9番（大六野一美君） 私は、多くの市民の方々から寄せられました声を基に、通告をいたしました2件について、市長の御見解と御所見をお伺いいたします。

1件目は消防行政に関する質問であります。

令和5年度末をもって複数人が退職をし、消防業務に関して支障がないのかと大きな危惧をするとともに、以前認定をされたパワーハラスメントとの関係もあって、人間関係を含め機能しているのか心配

をしている質問であります。

山本五十六の言葉に、「やってみせ、言って聞かせ云々」というくだりがあります。まさしく市長が常々言われている、「上に立つ者は下の者に背中を見せなければいけない」とよく言われます。自ら動かず職位を利用して上意下達だけで人間関係が構築されていないところに大きな問題があると言わざるを得ません。志半ばで退職せざるを得なくなった本人はもとより、家族の今後を考えると胸が痛みます。

この事案が全くパワーハラスメントと関係がないことを願いながら、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 大六野一美議員の御質問にお答えをいたします。消防行政の在り方についてということであります。

本年2月、パワーハラスメント事案が確認され、消防職員1名を懲戒処分としたところであります。市民の生命と財産を守ることを本務とする消防の現場において、パワーハラスメントが確認されたことは誠に遺憾であります。管理監督の立場にある責任者として深く反省するとともに、市民並びに議会の皆様方に変え申し訳なく、心からおわびを申し上げる次第であります。

現在、再発防止に向けてアンケートや研修会の実施など、ハラスメント防止に関する取組を強化するとともに、訓練の在り方を含め、職場環境の改善に努めているところであります。

消防は、火災、救急、災害などの現場活動において有事即応の体制を確保するため、24時間の交代勤務体制で寝食を共にしており、また、危険で命に関わる業務であるからこそ良好な人間関係を構築し、チームワークと信頼関係の上で円滑な活動が成り立っているものと思います。

今後も業務改善を重ねながら、市民の安心安全を守る消防組織として市民の負託に応えてまいります。

○9番（大六野一美君） 消防という特殊な職柄、厳しさも規律も当然求められます。

ただ、先ほど言いましたように、自分は動かずしてただ職位をもって上意下達、人間関係が構築されてないところに大きな要因があると私は見えています。

今ありましたように、パワーハラスメントと認定をされて、そして、それなりの懲戒処分があったみたいですが、いろいろな声を総合しますと、「あのぐらいの懲戒でいいのか」という声がたくさんあります。当然、内規に基づいて処分をされたのは承知をしておりますけれども、その後の本人の行動、言動が、やっぱり辞めたこの人たちにも大きく影響しているんじゃないのかという声であります。辞めた本人はもちろん、家族を含めて、あるいは本市にとっても大きなマイナスであります。

48名中4名が同時に中途退職をするなんて、これは異常事態だと僕は捉えています。同時に現職が4名辞めて、数少ない消防職員の中で、もし大きな災害があったときに機能するのか、これさえも不安に、感じます。

辞めた数は新しく採用すればいいというんじゃない。当然、それまで消防学校やいろいろな訓練を経て、資格を取って、これから市民の安心安全のために活躍するであろうといった若い人たちが途中で辞めるなどということは、本人にとっても大きなマイナスでありましょうし、本市にとっても大きなマイナスである。幸い大きな災害等々が、今、本市にありませんのでまだ何とか回らんでしょうが、もし能登みたいにああいう大きな災害があったときに、本当の意味で消防行政がうまくいくのかという思いをしております。

重ねてお聞きをしますけれども、2月に認定をされたパワーハラスメントとの関係は辞めた4人については全く関係がない、影響がないという認識でよろしゅうございますか。

○消防長（下池裕美君） 最初になりますが、先ほど市長の答弁からもありましたけれども、市民の生命と財産を守ることを本務とする消防の現場において、パワーハラスメントが確認されたことは誠に遺憾であります。消防本部の責任者としてしまして深く反省するとともに、市民並びに議会の皆様方に大変申し訳なく、心からおわびを申し上げる次第であります。

今後の対応としましては、全職員に対し、再発防止に向けて目配りや気配りを行うとともに、アンケ

ート、研修会、職員面談等を実施いたしましてハラスメント防止に関する取組を強化するとともに、訓練の在り方なども含め職場環境の改善に努め、市民の信頼回復に努めてまいります。

さて、退職者とハラスメントの関係ですが、昨年の4名の普通退職者は、20歳代が2名、50歳代が2名でありました。退職の申出の際に行った面談では、本人の今後の計画等を伺うほか、これまでの業務や訓練の在り方に対する考え方、職場における人間関係等も確認したところであります。4人それぞれの考え方がありまして、これまでの消防人生での経験を活かす職場への転職、それから、ふるさとを思う職への転職のほか、給与や休暇などの労働条件が退職理由でありました。それぞれの今後の人生設計を尊重しての対応となったところでございます。

ハラスメントの関係ですが、退職に要する要因として、訓練や現場活動時における職員間での指導等において強い口調等は感じたと話す職員はいたものの、パワーハラスメントとの関連はありませんでした。

○9番（大六野一美君） 内部で調査をするという、そういう答弁なんですよ。

ただ、我々が聞いている範疇は全く逆なんです。今朝も同僚議員からありましたけれど、「やっぱり消防の内部はおかしい」という声があるということでもあります。あなた方はそれを当たり前だと思っているけれど、第三者から見ると非常に違和感が持てるような環境下にあるということなんです。僕が作って言っているんじゃないんだよ、消防長。そういう声があったからこそ、ましてや途中退職4名が家族を犠牲にせないかん者もあるだろう。いろいろある中で、志半ばで退職をするなどとは、よっぽど覚悟がないとできない。ましてや、まだ退職予備軍もいるとも伺っております。それはあなたが消防長になってからの案件だけではないんですよ。それ以前からの問題なんです。

それを気づかなかった市長、任命権者としてどういうふうな見解を持って、どういうふうに今後されていきますか。

市長は常々、「後ろ姿を、後ろ姿を」と言われる。

先ほど山本五十六の話もしましたけれど、ああいうくぐりです。そこは人間関係が構築されてないからこういうことになるんです。いじめの問題もしかり、やっぱり似たような問題があると思うんですよ。

我々も、過去、人に使われ人を使ってきましたけれど、やっぱり人間関係がしっかりできていると、言われても怒られても冷静になると理解ができる、これが人間関係だと僕は捉えています。

「ただ職位が上だから、自分の感情がままに」と私はお聞きをしておりますので、市長が消防署に対して、消防職員に対してどのような常日頃後ろ姿を見せられているのか、もうちょっと、市長、消防署にも後ろ姿を見せるべきだという思いで今回質問をしております。

○市長（中屋謙治君） 先ほど壇上から申し上げたように、消防署内において、今回、パワーハラスメント事案が確認されたこと、このことについては大変申し訳ない。

ただ、消防現場としますと、一般の事務職と違って消防業務は危険な命に関わる職務であるということで、ついつい現場の指導であったり訓練であったり、こういうものも厳しさが求められるという一面は御理解いただけるかと思えます。

先ほど議員お説のとおり、そういった厳しい指導であったり訓練であったり、このものを超えるしっかりとした人間関係が大事であると。私どもとすれば、昨年度だけではなくここ数年、途中退職が出てくる。消防に確認する中で、果たしてこれだけでいいのかという思いの中で、消防の将来的な広域化の問題を見据えて、消防だけに任すのではなくて、市長部局のほうで職員のアンケートを取ったらどうかということで、今回、昨年12月、市長部局総務課のほうで消防本部全職員を対象に職場環境等についてのアンケートを取ったところでございます。

そのアンケート結果の中において、パワーハラスメントを訴える記載があったことから、今年1月中旬、職員に聞き取りを行い、事実確認を行った結果、パワーハラスメントと認定をしたということであり

先ほども申し上げましたように、二度とこういう

ことがないように、危険な職場である、そして24時間体制の寝食を共にする職場である、だからこそしっかりと信頼関係、人間関係が必要だということをお願いし繰り返し繰り返し研修で訴えて、職員に自覚を求めていきたいと、このように思っております。

○9番（大六野一美君） 市長、当然、消防業務というのは厳しさと規律と、そしてかつ人間関係の上に成り立っていかないといけない職務だと私は思っている。それが、先ほど来言っていますように、職位が上だからということで自分の感情に任せて云々ということで、こういうパワーハラスメントと称される事案が発生をしたんだと。それは人間関係、どこでもありますよ。いじめ問題も一緒。大なり小なりあります。それをパワーハラスメントとするかしないかは、先ほど来、何回もすっぱく言っていますように人間関係なんです。

今、市長が言われますように、市長部局から行って見れば一番分かるはずなんです。真っ白な目で。ただ何もかも隠そうとする消防行政であつたらいかんと。

ここで言っているいいか悪いか分かりませんが、過去、私も消防に関して非常に不快なといひましようか、でないといひましようか、そういう事案を実際に見ましたので、やっぱりそういう緩んだ中でのことなのかなという思いもしています。

ここで、聞きたいことははっきりと言いましたけれど、ここで言うべきはちょっと遠慮することとして、何もかも都合が悪いと隠そうとする。本市だけじゃない。鹿児島県も、今、いろいろ問題になっていますけれど、あれが公務員体質というんでしょうかね。少なくとも4名同時に退職をしたというこの事実。48名のうちの4名。大きな比率ですよ。

そして、業務に支障がないとすれば、残った人の個々の能力は高いのか、幸い大きな惨事がないのかということになるろうかと思えますが、今年採用してすぐ戦力になるわけでもありませんからね。いろいろ訓練をし、経験を積んで、いざというときに市民の安心安全と命を守ってもらう。こういう大きな使命感の上に立つと、本当に私は、同時に4名が辞めたというこの事実を市長はどう捉えているんだろう

と、任命権者としてどういうふうに捉えているんだろうという思いで質問をしているんですよ。

消防長は消防長になって1年ちょっとだから分からん部分もあるだろうけれど、分からんじゃ済まんよね。なっている以上はその責任はあるわけだから、それを許すほど私は甘くない。

少なくとも、今、消防署内でもいろんな声を聞く。私だけじゃない。その声にあんたらは耳を塞いで隠そうとしたって無理なんだって。もう少しこの現実を、あんたは先ほど辞めた人がこうこうで、まだあと職についてない人もいないじゃないですか。そういう彼らの無念を思うと、消防長、そんな悠長なこと言っている場合じゃないと俺は思う。

もう少しこのことで退職予備軍がいるとすれば、もう一回調査をして、内部調査だけじゃ駄目だと思いますから、議会も交えてやりませんか。それぐらい僕は緊急事態だと思っているんですよ。48名中4名が辞めるなんていうのはね。

それは消防長どうですか。議員も交えて聞き取りなり懇談なりやりませんか。

○副市長（出水喜三彦君） 先ほど来、消防であるからこそ危険が伴うからこそ厳しい指導もあるというふうなお話もございました。ただし、これにつきましては業務上必要な範囲であることが求められる。このことをもって、今回、ハラスメントにつきまして処分を行った状況であります。

これにつきましては、処分の後、該当する個人が思いを新たに取組を進めることも大事ですけれども、背景となった職場環境、個人の人間関係だけではなく、訓練の在り方でありましたり休暇の取り方、労働条件、こういったものが過度に職員の負担になっていなかったかどうかの検証も必要かと思っております。

処分の後、消防行政の在り方ということで、訓練のやり方でありましたり、参加の姿勢、求めるレベル、こういったものも見直しを進めております。そして、おっしゃいます人間関係につきましても、消防の内部において組織の中でコミュニケーションを十分に取ること、こういったことで進めております。

調査ということがございました。これは市当局の

総務課が中心になりますが、これにつきましては昨年行いましたアンケートに加えまして、毎年これを行った上で必要に応じて聞き取り、その中で課題となる問題点があれば改善していく、このことに努めたいと思います。

○9番（大六野一美君） 副市長、この事態において、そういう悠長なことを聞いている暇は僕にはない。もうちょっと緊張感を持って。

さっきから言っていますように、消防という職業柄、訓練は厳しさも規律もスピード感もいろいろなきゃいかんということは重々承知をしている。返す返すもどういようですが、人間関係なんですよ。そういうことは重々承知の上で入ってきた人たちですからね。一人で訓練するんじゃないんだから、何人もすると、だから耐えられるんですよ。人間関係さえびしゃっと構築されていれば。僕はそういうことを言いたいんですよ。訓練が厳しいとか何が云々ということをお互について言うつもりはない。ただ、人間関係が構築をされてないからこういうパワーハラスメント事件が発生し、かつ、まだ辞めたいと言う人もいるというように聞いている。そういう実態をちゃんと踏まえて、副市長、他人事のように言わんと。僕は緊急事態だと思っていますよ。何か大きな災害があったり何かあると。

先ほど言ったように、県のほうも隠したがるし、本市も隠したがるのか分からんけれど、出すべきうみはちゃんと出して再出発をしないと、一時的な処方箋で事が全てうまくいくようだったら要らないんですよ。出すべきうみはちゃんと今回出して、そして、今言われますように、今後こういうことが二度とないようにというのはその後ですよ。ただ聞き取りをちょこっとして、アンケートをちょこっとして、それで収まるような問題じゃないからあえてこうして質問をしているんですよ。

当局だけの聞き取りやら質問で僕は収まるとは思ってない。だから議員も交ぜたらどうやということをやったんですが。

そういう点については、副市長、どうですか。やっぱり当局だけでやりますか。

○副市長（出水喜三彦君） 昨年度行いましたアン

ケート、そして、その後のパワーハラスメントの認定、ここにつきましては、当然、市のほうでアンケートと聞き取り行いましたが、その状況、内容等を踏まえてハラスメントの専門家、そして顧問弁護士に相談の上に対応してきたところであります。

大事なことは、これを一過性に終わらせることなく、常にその状況を検証することだと思いますので、アンケート等含めまして引き続き行ってまいりたいと思います。

○9番（大六野一美君） 4名の退職者を出すなんていうのは、いずれにしても、本人にとっても本市にとっても大きなマイナスだと思っていますので、こういうことが、今、副市長言われるように、二度とあったときにどういう覚悟を持って臨まれますか。

○市長（中屋謙治君） 今回の退職、それからパワーハラスメント認定については、消防長、副市長が答弁したとおりでございます。

今後でありますけれども、やはり消防というのは採用から退職まで、消防職員、今48名という定数の中で途中で異動がございませんので、あったとしても、今、分遣所、消防署という同じ組織の中で20年、30年と厳しい消防業務に従事するわけであります。

アンケートの話がございました。消防内部で組織があったり取組があったり、勢いどうしても内部の話となりますと表に出てきづらいということがあって、今回、初めて市長部局の総務課のほうでアンケートを取るべきじゃないかということでアンケートを取る中で、先ほど来申し上げたような事案が確認をされたということであります。

そして、アンケートを取るまでもなく、日々、日常においてそういった懸念される部分は、ハラスメントの相談員を市長部局、消防署それぞれに全部で今10名任命しておりますけれども、消防職員はどうしても内部のことになりますと相談員を任命していても相談しづらい面がありますので、市長部局の総務課を中心とした職員に話が通せるような体制と、そして、アンケートを実施する中で現場のそれぞれの職員が抱えている悩み、そういうものをできるだけ早くキャッチして対策を取っていきたいということで御理解いただければと思います。

○9番（大六野一美君） 市長、御理解はいいんですが、もうこういうことが度々再度再発するようなことがあればいかんという思いであります。訓練や指導で厳しいことは当然あってしかるべし。返す返すも信頼関係がないからこういう実態に陥っているんだらうと私は理解をしております。

そういう意味で、市長、もう一回しっかりと実情を把握されて、消防長共々、もう二度とこういうことを言わんでいいように、ちゃんとしっかりした消防体制をつくっていただきたい。できますよね。できますよね。小さくうなずいて、そういうことですからしっかりと、今の現状は決してよくないということだけは伝えておきたいと思います。

次に、分遣所の話になりますけれども、以前、一極化したほうが機能的に限りある署員の中で一番機能するんだという説明を受けて早何年になりますかね。消防署の統廃合に向けて動きがないのはどういうことですか。

48名体制の中で一緒にしたほうが一番機能的にはスムーズにいくんだという説明を受けた過去がありますけれども、それが全く動かない理由は何ですか。

○消防長（下池裕美君） いちき分遣所についてであります。

分遣所施設を防災訓練拠点として残しつつ、部隊の一元化を図ることが望ましい対応ではないかとしていまして、初動体制や警防体制など一元化により消防隊の強化等の一定の充実が図れないかと本署への統合を検討してまいりました。

しかしながら、近年の救急出場件数を見ますと、高齢化の進展等を背景といたしまして救急需要は増加をしております。令和5年中におきましては1,453件、前年比40件の増加です。合併時と比較してみますと約300件を超える状況であることから、現状の常時救急車2台の運用が必須と考えられることに加えまして、統合した場合の基準である救急車1台運用では、一部の地域において現場到着時分の遅延が懸念をされます。

このように、社会情勢の変化と救急事案の増加する中においては、部隊の効率化だけでなく住民サービスを低下させないための方策の検討が必要である

ことから、現時点での統合には引き続き検討が必要であるとしたところでございます。

また一方で、本年1月の能登半島地震を受け、国において本年3月と4月に消防の広域化に関する基本計画等が改正され、新たに推進期限を令和11年4月1日までとするなど、組織の広域化等のさらなる推進への取組が示されております。中でも通信指令システムの共同運用が推奨され、本市も更新時期を迎えていることから共同運用の検討が必要であり、将来を見据えた消防行政並びに分遣所の在り方の協議が必要であると捉えていることから、引き続き、住民サービスの低下とならない方策を検討してまいります。

○9番（大六野一美君） 以前、我々が説明を受けたのは、48名の限りある署員の中で、ここにまとめたほうが機動力を発揮できるし、そういう説明を受けているんだよね。今、消防長が言うのは全くその話とは逆だね。どこでそういうふうに変ったのかな。それはあんたが作ったの。我々が聞いたのは、以前、公式の場でちゃんと、数少ない職員の中で、初動体制を含めて一つにしたほうがいいんだという説明を受けての話なんですよ。

一緒にすれば市民へのサービスが低下をするという話。とすると、最初、説明を受けたときの話との整合性はどうなるんでしょうね。我々はどうぞを聞いていたという話になるんですか。

○消防長（下池裕美君） 先ほどの繰り返しになる面もありますけれども、今回のこの見直しにつきましては、消防、そして市長部局の総務課にも入っていただきまして協議をして、この方針を定めたところでございます。

要因としますと、先ほど答弁にもありましたけれども、近年の救急出場件数、高齢化の進展等を背景として増加している。令和5年中は対前年比で40件、合併時と比較しますと約300件を超える状況というようなこと、それと、本年1月の能登半島地震を受けての国の対応、広域化の推進というものが言われております。この中身を協議をする中で、現状では通信指令システムの共同運用が推奨されていることから、この取組も併せて協議が必要であるといった

ようなことでまとめたところでございます。

○9番（大六野一美君） 全く理解し難い、私にとっては理解不能な答弁でありますけれど、またこのことは後々発言をさせていただくこととして、次の質問に移ります。

市営住宅の現状についてであります。

とりわけウッドタウンの廃墟をかいま見ますと、草ぼうぼう、何というんでしょう、散見をされます。確かにいろんな条例、条項は分かっているつもりでありますけれども、本当にあのままでいいのかと。市営住宅をみんな平等にというのは担当課長の思いでしょうけれど、当然、そうでしょう。しかしながら、あそこに持ってきた経緯等々を考えますと、あのままで喜ぶ人は誰もいないんですよ。「いけんかならんとか」という声がいっぱい来ます。説明はするんですよ。補助事業でこうして云々や子どもがいてどうたらこうたらという説明はしますけれど、本当にあのままで置いておいてどこが一番得をするんでしょうね。

担当課長、分かるんですよ。今の状況下ではこうであってこういう枠があってというのは分かっている。分かっているけれど、それをそのまま放置することは市にとってもあの住宅にとっても決してプラスにはなりませんわね。もうちょっとアイデアと工夫を凝らしながら何とかならんもんかという市民の思いを聞いての質問です。

○都市建設課長（吉見和幸君） 市営住宅の入居率について、まず説明申し上げます。

令和6年3月末現在で、市営住宅の入居率は77.7%でございます。そのうちウッドタウンの入居率が73.2%となっております。

市営住宅の管理につきましては、シルバー人材センター等へ草払い等の委託をしており、ウッドタウンの令和5年度の実績は、空室の庭について9月に1回除草を行い、周辺の雑木等の伐採を行ったところでございます。

入居者等の要望や現状など優先順位を考慮しながら施設の管理に努めてまいりたいと考えております。

○9番（大六野一美君） とりわけウッドタウンは73.2%ですか。4軒に1軒は空いているという現状

ですよね。これをだからこのまま置いておいて。分かるんですよ。補助金で造って云々枠があるということは分かっているんです。分かっている中でもあえて言わなきゃ当局は動かないというのが常々ですのでね。担当課長、もうちょっといけんか工夫をしなきゃ、あのままでいいと思っている人は誰もいないし、ただ閉め切ったりすると、何年後になるか分からんけれどいずれ朽ちてくると。こういう自然の流れを考えますと、もうちょっといい妙案がないものかと。

担当課長がなければほかの課長はなおないんでしようけれど、何か妙案はありませんか。

○都市建設課長（吉見和幸君） 市営住宅の入居基準につきましてであります。

入居基準には裁量階層というのがございまして、現在同居する子どもが小学生未満の場合について、月額21万4,000円以下の方が入居できるということになっております。これの入居基準を緩和するために、同居する子どもが高校生までということで、入居基準の緩和を考えるとございます。

あわせて、現在、高齢者などにより単身の入居が可能となっている基準につきましてでございますが、同居親族の要件を見直すことで単身の入居が可能にならないかということで、今後取り組んでまいりたいと考えているところです。

○9番（大六野一美君） 担当課長、分かるんですよ。いろんな内規の条件、条項というのは分かかってあえて言っているんですけど、あの実態で、あの状況で、このままほっといていいですかということですよ。

かつて黄色い帽子を被った子どもたちが坂を下りてくるあの姿を見ますと、非常に元気と勇気をもたらしたものです。若い人たちというのは新しい家には入るけれど古い家には入りたがらないんですよ。だから、条件を緩和して、そのままいたいと言う人には一部家賃補助でもしてとどまってもらうことのほうが、どっちみち償還時期が来れば償還せないかんわけだから、少なくともちょっとでも足しになるのに、例えば、今まで3万円だったのを、いや、こうして上がりますという過程の中で、上がる分の補填

をしてでもいけんかならんのかという思いなんですよ。あのまましていたって誰も得する人はいないですもんね。

ということ、担当課長、私は聞いていますが。

○都市建設課長（吉見和幸君） 現段階の基準によりますと、家賃補助等を行うことは難しいことから、入居がしやすくなるような制度、単身であったりとか階層を見直したりとか、そういった形で取り組んでまいりたいと考えております。

○9番（大六野一美君） 単身でも何でも入る人がいれはまだいいよ。現実的に、車がないとなかなか、移動等を含めて地理的にそういうことですから。時計が止まってちょっと面食らいましたけれど、担当課長、そういうことですよ。

若い人たちに「古いのに来なさい、入ってください」と言ったって来ないんです。総じて。だから、現実を考えるともう少し、緩和をするのもいいけれど、今までいた人に何らかの、私は家賃補助という形が一番いいのかなと思っています。

ちょっと前向きに、いい妙案を、次、問うときは出していただくように期待をしながら、それ以上の答弁は求めません。

市長の肝煎りであった洋上風力発電も県の認可は下りずに頓挫を現状しているようでありますけれども、市長が全身全霊をかけたそのことが、市長はどこに今度はエネルギーをつぎ込まれるのかなという心配をしながら、私の一般質問の全てを終わります。

○議長（中里純人君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時15分とします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時13分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、江口祥子議員の発言を許します。

[4番江口祥子君登壇]

○4番（江口祥子君） 皆様、こんにちは。公明党の江口祥子でございます。

私は、さきに通告いたしました2件について質問いたします。

初めに、献血の推進についてであります。まず、献血の歴史について触れたいと思います。

献血は、戦後の日本では、民間の商業血液銀行により生活費を得るために血を売る人も多く、売血の頻度が高い人の血は赤血球が少なく、黄色い結晶が目立つ黄色い血液と呼ばれ、輸血の効果が少ないばかりか、時には肝炎など副作用を招くこともあったそうです。

政府は1964年、血液事業の正常化を図るため、輸血用の血液を献血によって確保する体制を確立することを決め、国、地方公共団体、日本赤十字が一体となった献血による血液事業が本格的にスタートしました。酸素や栄養の運搬、血液の生成等、血液の機能を完全に代替できる人工血液は存在しないため、現在も多く献血がたくさんの命を救っています。献血という命を救うボランティアが始まって、今年60周年を迎えるようです。

それでは、質問に入ります。

少子高齢化により献血可能な人口が減少している中、近い将来、輸血用の血液が不足するとの推計が出されています。

将来に必要な輸血用の血液を確保し続けるための取組について、市長の所感を伺い、また、本市における献血推進状況について伺いまして、壇上からの質問を終わります。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 江口祥子議員の御質問にお答えをいたします。献血の推進についてということでもあります。

先ほどは献血の歴史についてもお述べになられたところであります。

献血はけがや病気で輸血を必要とする患者の貴い命を救うため、自分の血液を無償で提供する行為であり、いわゆる命をつなぐボランティアとも言われております。さらに、血液は人工的に作ることができず、献血でしか必要な血液を確保することができないこと、また、献血により作られた血液製剤も長期の保存ができないことから、献血の推進は極めて重要な取組であります。

このため、献血については法律においてその目的

や理念などが定められており、地方公共団体の責務として、「都道府県及び市町村は、基本理念にのっとり、献血について住民の理解を得るとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう必要な措置を講じなければならない」、このように規定されております。このため、本市においても、国、県をはじめ、関係機関、団体と連携して、献血の推進に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、お述べになられましたように、近年、少子高齢化の進行に伴い、献血可能な人口が減少し、特に30代までの若年層の献血者数が年々減少していると言われており、将来にわたって安全な血液を安定的に確保することが重要な課題となっております。

このため、本市においても、引き続き、市民の皆様に献血への理解と協力を呼びかけ、献血を推進してまいりたいと考えております。

なお、本市におけます献血の推進の状況につきましては、担当課長のほうから答弁をいたさせます。

○健康増進課長（久保さおり君） 本市における献血推進の状況についてであります。

本市におきましては、鹿児島県献血推進計画に基づき月ごとの献血者数の目標を設定し、保健所及び血液センターと連携して、ポスター掲示や広報紙、市ホームページ等での献血の普及啓発や献血バスの受入れ協力などを実施しております。また、市献血推進会議を開催し、市内教育機関や企業、団体等と連携し、献血の推進に取り組んでおります。市役所や市民文化センターで献血がある際は、広報紙や防災行政無線、公式LINE等で市民の皆様に周知を行い、職員にも、直接、献血の呼びかけを行っております。

令和5年度は市内において19回献血が実施され、献血者数は613人でありました。令和4年度と比較して45人増加しておりますが、少子高齢化などの影響により、10年前の平成25年度の献血者数991人と比較すると約4割減少しております。

○4番（江口祥子君） 全国における献血者数は減少傾向にあり、本県の献血者数も昭和61年度にピークとなる15万4,308人を数えたが、その後、減少を

続け、令和4年度は6万3,981人でありました。また、若者層の献血離れが続きますと、将来、輸血用血液の安定供給に支障のおそれがあると、厚生労働省と日本赤十字は、早いうちから献血に関心を持ってもらうための小・中・高生や大学生への啓発活動を強化しているとのこと。

質問として、献血の量の減少における10代から30代の献血者の減少が問題となっていますが、ここへの啓発、取組について伺います。

○健康増進課長（久保さおり君） 10代から30代までの若年層への普及啓発についてであります。

全国では、近年の少子化に伴い、特に10代から30代の若年層の献血者数が減少しており、一方で、高齢化により血液の需要が増加することが予想されていることから、今後、血液を安定的に確保するために、若年層の献血者の確保が重要となっております。

鹿児島県におきましても、令和5年度の実績では、10代から30代までの献血者は1万8,967人、前年度と比較して1,284人、6.3%減少しております。

若年層への普及啓発については、県や血液センターにより、中学生や高校生などへ命の大切さや献血の重要性を伝える献血セミナーを実施しているほか、中学生を対象とした血液センターへの職場体験学習の受入れ、県内の大学生等で構成される鹿児島県学生献血推進協議会による若者世代同士での献血の呼びかけなど、様々な取組がなされているところです。

本市においても、先の献血セミナーが令和5年度は羽島中学校や串木野中学校、神村学園高等部で実施されており、12月には商工会議所が主催したイベント内において、小学生を対象とした献血教育教室も行われております。また、神村学園高等部においては、年に2回、学校での献血にも長年取り組まれているようです。

病気やけがの治療に使われる安定的な献血の確保のために、市としましても、今後も引き続き県や血液センターと協力連携して、企業や学校、各種団体等への協力を呼びかけ、市ホームページや広報紙等での広報を若年層にも分かりやすいものに工夫するなど、献血の重要性の啓発に努めてまいります。

○4番（江口祥子君） 厚生労働省が作成している

「けんけつ HOP STEP JUMP」の冊子が高校生には配布されています。この冊子です。

これによると、なぜ献血が必要なのかについて書いてあるんですが、1番に、がん、白血病、手術、出産など血液を必要とする患者が多いこと、2番目に、血液は人工的に作れないだけでなく長期保存ができないこと、3番目に、1人当たりの献血回数、量には制限があること、この3点から本当に必要となるので、献血ができる年齢が16歳ということは、高校生になるといつでも献血ができますが、高校生になって始めたのではなかなか増えないため、しっかりと中学生から授業を通して献血への理解を深め、啓発に努める必要があると思います。

そこで質問ですが、16歳から献血が可能となることから、中学生への献血の重要性についての学びの現状について伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 中学生への献血の普及啓発についてでございます。

全ての中学校におきまして、血液教室、血液を学ぶ教室として、血液の働きや役割、血液に関する病気などについての血液についての学習を教育課程に位置づけております。その中で、献血の目的や種類、献血後の血液の活用など、献血についての内容も含まれております。講師としましては、県赤十字血液センターの職員や学校薬剤師を招聘し、日本赤十字社作成の資料や映像を活用した授業を行っており、献血者の大切さについて啓発しております。

今後も、各学校において生徒の血液に対する理解を深めるために、血液に関する学習活動の充実に努めるよう指導してまいります。

○4番（江口祥子君） 皆様それぞれ献血の経験があると思いますが、厚生労働省が献血経験者を対象に実施した調査では、多くの人、特に初回献血の場所が高校生だった人が、高校での献血がその後の献血への動機づけに有効と考えていることが分かりました。16歳から参加できる献血のことを中学校で学ぶべきと思います。

質問として、日本赤十字社では子ども向け献血啓発動画を作成しております。血液のことから献血のことまで、タイトルは「なるほど献血！～教えて博

士！献血はなぜ必要！？」の10分程度のアニメーションですが、学校教育、保健体育の時間など活用できないか伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 子ども向けの献血啓発動画の学校教育の中での活用についてでございます。

中学生を対象とした献血の普及啓発については、文部科学省、県教育委員会から依頼文書を受け、本市教育委員会から各学校長宛てへの文書を出しております。啓発資料の中には日本赤十字社及び厚生労働省作成の動画を紹介するものも入っており、生徒の実態に応じて学級活動、総合的な学習の時間の学習の中で効果的に活用している学校もございます。

様々な動画の紹介が記載されている資料を周知して、指導が充実するように学校への指導を行ってまいりたいと思います。

○4番（江口祥子君） 子ども向け献血啓発動画は小・中学生向けのアニメーションであります。小さい頃からの意識づけが大事ということでできております。学校現場での学びの機会を増やすことで献血への理解を深め、将来の献血者を育てる重要な取組と思います。

献血は命をつなぐボランティアであり、自分の血液を自発的に、かつ、無償で提供することにより、多くの命が救われます。

いちき串木野市では、定期的に献血活動が行われています。7月は愛の血液助け合い運動月間です。いつでも患者に血液をお届けできるよう、定期的な献血の御協力と若い世代の方々への御協力が重要であることへの積極的な普及啓発活動に期待をいたします。

次に移ります。

2項目めは、起立性調節障害についてであります。

自律神経の不調により頭痛や目まいが起こる起立性調節障害が不登校の原因の一つになっています。小・中学校の現状や相談体制など、取組を伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 起立性調節障害の診断を受けている児童生徒の数と相談体制についてでございます。

昨年度、医師から起立性調節障害、またはその傾

向があると診断された長期欠席者の児童生徒は6人でした。

起立性調節障害の児童生徒だけでなく、様々な理由で登校できない、教室に入れない、遅れて登校するなどの児童生徒のために、各学校においては、別室登校として保健室や特別教室等で対応し居場所づくりに努めるなど、一人ひとりの実態に応じて対応しております。また、担任や養護教諭をはじめ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教育相談員などと連携を図り、子どもや保護者が相談しやすい場の設定に努めております。

起立性調節障害の児童生徒だけでなく、様々な要因で登校が難しい児童生徒の相談体制、支援体制については、これからも一人ひとりの実態に寄り添った対応に努めるよう、学校のほうに指導してまいります。

○4番（江口祥子君） 現在、6名の児童生徒がいることが分かりました。

起立性調節障害は、小学生の思春期の頃から発症すると言われております。朝なかなか起きれないなど、起床時にこれらの症状が強く現れてくる場合、登校できなくなる児童生徒もいます。この朝の不調が不登校の初期症状と似ていることから、起立性調節障害を知らない子どもや教員からは怠けていると誤解され、本人が辛い思いをされている場合があります。学校に求められている対応として、医療機関への受診を勧めたり、子どもや保護者に寄り添ったりすることが挙げられております。

質問ですが、起立性調節障害の理解促進のため、学校における起立性調節障害の啓発について伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 起立性調節障害の理解啓発についてでございます。

起立性調節障害については、症状や正しい理解等についての情報を保健だよりに掲載したり、該当児童生徒が在籍している学級の児童生徒や保護者に説明をしたりして理解を求めると、学校の実態に応じて啓発し、理解を深めてございます。

今後も、該当の児童生徒の理解促進のために、教職員の情報共有や児童生徒及び保護者への周知、理

解を確実にを行うように指導してまいりたいと思います。

○4番（江口祥子君） 起立性調節障害の理解促進のために、教職員の方々、保護者、医療機関との横の連携をより一層進めていただきたいと要請いたします。

本人、保護者に対しましては、この病気は身体性の病気で気持ちの持ちようだけでは治らないということを理解してもらうことや環境整備も非常に大事ということ、起立性調節障害の兆候を載せたパンフレットなどの啓発活動も提案します。

質問として、起立性調節障害が原因で欠席している間、勉強の遅れに不安を感じる児童生徒がいると思います。

そこで、本人の体調に合わせて学習時間の設定ができることや治療を行いながら勉学の遅れを取り戻すことから、オンラインによる授業など学習支援の方法があると思いますが、起立性調節障害の子どもに対する学習支援について伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 起立性調節障害の児童生徒の体調に合わせた学習支援についてでございます。

起立性調節障害を含めた不登校や不登校傾向の児童生徒の学習の保障については、学校に登校した際、個別指導を行ったり、タブレットを活用したり、本人に合った家庭学習への取組など、それぞれの実態に応じた対応を行っております。日中は体がきつくて起き上がれない子どもが放課後に保護者と登校し、その日の授業内容を個別に指導している学校もございます。

起立性調節障害含めた不登校や不登校傾向の児童生徒に対して、学習支援については一人ひとりの学びの充実のために様々な工夫を行うよう、学校のほうに指導してまいります。

○4番（江口祥子君） 不登校の理由は本当に様々だと思います。起立性調節障害という場合もあるでしょうが、心理的なことやいじめや家庭環境の問題とか、様々なことで学校に行けなくなった児童生徒たちが全国的にも増えているそうです。

先ほど同僚議員からも御紹介がございましたが、先

進地行政視察で不登校対策についての海田小学校のスペシャルサポートルームの推進事業について学びました。不登校や不登校傾向及び特別な支援が必要と考えられる児童生徒の支援のためのスペシャルサポートルームなのですが、安心安全な居場所として、学校らしく見えない教室で、自分の得意なことやその日の体調によって自分のペースで過ごせる成長できる場所となっております。

スペシャルサポートルームの目的は、社会的自立に向けた支援と、不登校の未然防止のための開設です。本市でも中学校に校内支援センターは開設されていますが、未然防止の対策として小学校の開設を提案いたします。

本市におきましても、先生方やスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの授業もあり、家庭訪問をしたり、粘り強く声かけをしたり、きめ細やかな対応をされているようでございますが、将来、精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような社会的自立を果たす子どもに、との思いを込めまして、今後もより一層、起立性調節障害に悩む子どもに寄り添うことができる環境づくりのために、理解促進、また、支援を進めていただきたいと思います。

市長の所感を伺います。

○市長（中屋謙治君） 午前中に不登校の要因、人数がたしか84人と。84人の不登校生徒がいれば84とおりの原因があり、そして処方箋が必要なんだろうと思います。

中学校については幾らかその取組の効果が現れつつあるということでありましたが、小学校で増えつつある。そういう中で、小学校へ校内支援教室設置についてはどうかということで、午前中の答弁で、小学校への校内支援教室の設置について検討していく必要があるんじゃないだろうか、このようなことを答弁したと思っております。

○4番（江口祥子君） 以上で終わります。

○議長（中里純人君） 次に、吉留良三議員の発言を許します。

[5番吉留良三君登壇]

○5番（吉留良三君） お疲れさまです。今日最後

の質問をいたします。

農村存続についてであります。

5年ぶりに食料・農業・農村基本法が見直され、2023年度農業白書もまとまりました。これまで強い農業を目指したはずですが、資材高騰や気候変動などで農畜産業は危機的であると言われます。わずか38%に低迷する自給率を引き上げ、所得確保につながられるか。農家が再び生産できる取引価格でなければ農業の持続的発展は見込めず、中山間地の過疎化、疲弊は続き、地域コミュニティの危機は深まるばかりだと思えます。

このような観点から、農村の存続について伺います。

まず、農村、農業の持つ役割についてであります。

当然に、安心安全な国民の食料を供給するという基本があります。農業なしに人は生きていけません。これから暑い夏場に向かっておりますけれども、今、現場では、除草作業など汗水垂らしながら作業が始まっています。続いています。これは、景観を保つだけでなく、耕作放棄地を増やさないように、イノシシなどのねぐらにならないように、皆さん必死です。果たしてこれが物を作って金になるかということも含めて、本当に皆さん必死に作業されます。作業賃も要るしガソリン代も要ります。固定資産税も払っています。ただ、そのことがひいては防災・減災につながるなどの役目を果たし、水資源を守り、海の魚を守ります。まさに公益事業だと言われます。

持続可能な農村を築き、農村の役割発揮のためにも、それぞれの足元の資源を見直して、地産地消、地消地産、地域循環型経済、ローカルな自給圏構築が進めるべき施策と考えますが、いかがでしょうか。

このことに対して見解を伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 吉留良三議員の御質問にお答えをいたします。農村の存続についてであります。

食料・農業・農村基本法が改正され、これまでの生産性向上のための担い手支援や農地の多面的機能の発揮に加え、過度な輸入依存からの脱却を柱とした食料安全保障や環境負荷の低減、農村コミュニテ

ィの維持、こういったものが盛り込まれたところでございます。特に農村コミュニティの維持については、少子化で農業人口が減少する中、スマート農業などで効率的な農業生産や担い手以外の多様な農業人材の確保が明記されるなど、農地の保全管理や農村RMOによる地域社会の維持などのこういった方向性が示されております。

農業・農村は、食料生産だけでなく、おっしゃいましたように景観維持や水田のダム機能による洪水防止機能、また、地域資源を活用した6次産業化による地域おこしなど公益的な側面を持つ中で、担い手不足により営農活動及び地域コミュニティの存続が危ぶまれておりますことから、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮を図るため、多面的機能支払交付金を活用し、市内、今、28地区で、地域資源の適切な保全管理などを推進しているところであります。

また、本市における地域内での食料自給圏の構築につながる地産地消の取組として、直売所での農産物の販売や学校給食での米や野菜の活用、また、民間事業者によります規格外品を使った新たな商品開発や飲食店での提供など、幅広く取り組まれているところであります。

今後も、人が住み続けられる持続可能な農村コミュニティの地域づくりについて、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（吉留良三君） 今、市長が食料・農業・農村基本法の評価をされましたけれども、食料・農業・農村基本法では「食料の安全保障の確保の実現を図るのに基本となる事項を定める」とあり、「食料安全保障とは、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人ひとりがこれを入手できる状態をいう」とあります。

ところが、私、今回もっと期待を持っていたつもりなんですけれども、ただ、これを見ますと、38%までに落ち込んだ自給率を引き上げるんだと思っていたんですが、第2条に、「人口減少で食料の需要の減少が見込まれるので、農産物の輸出を図ることで供給能力を維持する」とあります。要するに、今の現状をどう評価されて、本当に危機意識があるのか

なと思わざるを得ないところがあります。これでは農村の疲弊は続くんじゃないか。相変わらず農民は工業製品の犠牲になって生かさず殺さずじゃないのかなという強い危機感を持たざるを得ないところがあります。とすれば、国の農業生産が変わらなければ、当面自前の努力しか生き残る道はないんじゃないかという思いであります。

その一つは、今、市長が述べられました施策、地消地産、地域循環型経済の構築、これが本当に大事な地域の課題としてあるんじゃないかと考えます。

地域循環型経済の構築には学校給食を核とする成功事例が多く、本市も地元産食材等の使用割合を高める方針が示されました。さきに質問したときに、米を除いて野菜、果物の地元産の食材の使用率が3.7%という回答をされましたけれども、この使用率を徐々に高めながら、農業振興、中山間地のコミュニティ維持のための体制づくりを強化すべきではないかと考えます。

2018年12月議会でも、給食センター所長のほうから、食材の地元産使用を高めるといって回答はされておりますが、まず、給食センターの現状、課題についてお伺いしたいと思います。

果物、野菜などの調達の現状等についてお答えください。

○学校給食センター所長（吉永康彦君） 学校給食センターへの地元産食材の活用についてということでお答えしたいと思います。

まず、学校給食での地元産食材の活用につきましては、子どもたちがより身近に実感を持って地域の食や食文化等について理解を深め、食料の生産等に関わる人々に対する感謝の気持ちを抱くなど、食育の推進につながる重要な取組として推進しているところでございます。

このことから、学校給食の米飯で使用する米については全ていちき串木野産のヒノヒカリを使用しているところでございます。また、地元産の野菜、果物については、給食食材として必要量の確保が課題ではございますが、収穫時期に合わせての使用促進に努めているところであり、令和5年度の使用量は前年度より785キログラム増の2,405キログラム、使

用率は前年度より1.5%増の4.8%となっております。なお、地元産米と地元産の野菜、果物に加えた地元産使用率は、令和5年度の使用量は2万3,145キログラム、前年度より2,115キログラムの増、使用率は32.9%、前年度より2.3%の増となっております。

今後の取組といたしましては、現在、地元野菜を納入していただいている生産者に協力をいただき、安定的に供給できる野菜、果物を複数の生産者から収集していただくなど、給食センターに納入する体制づくりを構築してまいりたいと考えております。このことに伴いまして、使用量の拡大に努めたいと考えているところでございます。

○5番（吉留良三君） 今、お答えいただきましたが、学校給食法にも地元産の活用は規定されていますよね。これはやっぱり食育絡みのことじゃないのかなと思ってはいますけれども、そういうことを含めて、今、徐々に徐々に増えてはきています。

これまでは納入業者の方が市場から仕入れて持ってこられるというのを中心にしながら、調達する方法としてはある意味では便利だったんでしょうけれど、ただ、これからは新たな市の方針としての地産地消、地消地産ということを含めて、地域経済のことから考えるといろんな努力が必要じゃないかなと考えます。

今、目標や課題も言われましたけれど、農政課課題ですかね。ということで、センターとしてのあれは次にまたお伺いしたいと思います。

次に、今、給食センター所長のほうからも言われましたが、必要な量をどれだけ確保して子どもたちに提供できるかというのは非常に大きな今後の課題だと考えます。今、本市の給食数が2,200食から300食ぐらいですかね。プラス、例えば、病院等は病院等のルートがあるみたいなんですけれど、私の知っている食堂なんかでいうと、市の福祉弁当を120食ぐらい作っていて、さらにそれ以外の弁当を30食から40食作っているところがあります。とすると150食ぐらいあるんですね。そこもまた野菜、果物調達に難儀しています。近くからいろいろもらったりとかいろいろ調達努力しているようですけど、あと、保育園のほうからもそんな話をちょっと聞きました。

調達に困っているよと。

もう一回教えてください。何食作っておられるか。

○学校給食センター所長（吉永康彦君） 食数でございますが、今現在、小・中学校、幼稚園を含めて約1,900人の生徒と、併せまして教職員の先生がいます。大体2,150食ぐらい。約ですね。大体そこを前後はしますが、そういった形で給食の提供を行っているところですよ。

○5番（吉留良三君） 2,150食、2,200食弱ですね。そういうことで、今からの課題ですけど、供給体制が整って、いろんな協議が整っていけば、かなりの数の供給体制の整備になっていくかと思うんですけど、これから農政課として、今、様々、実は努力をされているという話も聞いています。

今の供給体制の現状、それから今後へ向けてどういう課題等を持っていらっしゃるか、その辺をお願いします。

○農政課長（久木田 聡君） 生産体制の構築についてであります。

今、先ほど学校給食センター所長からもありました学校給食への地元産野菜につきましては、4月以降、野菜生産者の方に納入業者になっていただきまして、献立に合わせて月数回、1回か2回、必要な量を確保するために、安定的に確保できる複数の生産者に協力いただきながら集荷をしている状況でございます。現在のところ、生産者とのコーディネートと必要な量の確保、こちらのほうを試行錯誤しておりまして、そこをまた何とか確保している段階でございます。今後、必要な量、それから品質、安定的に確保できるか、こういったところが今現在課題であるという現在の状況でございます。

○5番（吉留良三君） 今後、どれだけ供給体制をつくっていきけるかがある意味ではポイント。センターとしては必要な量があるわけで、それをどれだけ確保できるかというのは、今後の課題として、地域循環型経済といいますか、地産地消を実効あるものにするためにはその辺の整備なりが非常に大事だと思います。今、お聞きしますと、若手の農業者の方を含めて協力をいただきながら、そういう体制づくりをされているようであります。

このことですけれど、いろんな人に作ってもらうのは大事なことなんですけど、今後の少子化対策も含めて、なるべく若手や女性の方などとの連携を含めて調達するという観点と、今後の地域社会をつくっていく、守っていくという観点からしても、若手農家育成というか、そういう観点も含めてぜひ体制づくりを進めていただきたいと考えます。

先日、先進地視察に行った長門市では、人に来てもらうのもありがたいんだけど、若い人や女性になるべく来てほしいと。こういう言い方は悪いですけど、数よりも質なんだと。やっぱり今後のことを考えると、若手、女性になるべく来てもらう、そういう仕組みを考えているんだということで伺ってきました。

同じようなことだと思うんですが、今後の若手との連携、あるいは女性との連携といいますか、その辺の展望が含まれてありますか。

○農政課長（久木田 聡君） 新規就農者に関してになるかと思えます。

今、現状、新規就農者につきましては例年4名から5名就農していただいておりますが、おおむね親元就農といいますか、数年間社会に出られた後、親元に戻ってこられる方が多い方で、本当に新規就農の若手というところは少ないところがございます。

そうした中、Uターンも含めまして、そういった新規就農の方をこちらのほうに誘致という形で、新規就農の方向けのパンフレット、特に田舎暮らしを希望されるIターンの方々が新規就農するときに、特に技術、農地、それから資金といったものが課題になっているところがございます。

本市といたしましては、特にかんきつ等、特色のある果樹生産につきまして、新規就農パンフレットというものを作成しながら、こういった形での資金が必要か、こういった形での支援があるのか、生計が成り立つ経営モデルといいますか、こういったものを示しながら移住者向けのPR等をしているという中でございます。

先ほどありました若手、それから女性の方向けは、いきなり大規模な生産者になることは難しいかと思っております。そうした中、今年から市民有機農業

塾という形で、まずは農業に携わる方々、それが行く行くは学校給食の納入までつながればいいという希望を持ちまして、新しく農業に取り組みされる方の獲得といたしますか、拡大にそういった形で取り組んでいるところでございます。

○5番（吉留良三君） 今申し上げましたように、若手を育成しながら、生産量を確保しながら需要にに応じていくということを含めて、あと、静岡県袋井市が非常にうまく学校給食を軸にした地域づくりといたしますか、農家との連携がうまくいっているんです。有機給食なんかのところもあります。袋井市は数量を上げるために自家消費農家へも働きかけて、買い取るからということで自家消費をしているだけの人たちも意欲を持って野菜づくりを始めて、さっき言われた規格外品とかあれば、切り干し大根にしたりとか様々な漬物にしたりとか乾物にしたりとか、そういう使い方を含めて、食品加工との連携を含めてやっているようです。

ぜひ今後の在り方の一つとして、そういう方向も含めてしながら生産といたしますか、供給体制をつくらせていただきたいと考えます。

あとまた後ろの課題で出てくると思いますので、次に行きたいと思えます。

次に、学校給食に伴う食育の推進についてであります。

さっき言いましたように、学校給食法の第10条では地元産の活用を規定しています。さっき所長も言われたように食育の関係もあると思うんですが、これをどんどん進めることで、市内全域で学校給食用の野菜をあっちでもこっちでも作って、子どもたちや孫たちのために野菜を作っているという生きがい、誇りを持って、じいちゃんばあちゃんが、父ちゃん母ちゃんを作っているよという野菜を広げることでさらに食育が進むと思うんですけれど、現在の学校での食育の推進状況を含めてお答えください。

○学校給食センター所長（吉永康彦君） 学校での食育についてでございます。

学校給食を活用した食育では、栄養教諭が2名いますが、その2名が市内各小・中学校で、子どもたちが栄養や食事の取り方など食に関する正しい知識

と望ましい食習慣を身につけさせるための指導やさつまあげなどの地元特産品を学校給食で提供することにより、食を通じて地域の食文化や地域の産業に関する知識を深める取組を行っているところでございます。

また、小学校では、米づくりなどの体験学習に加え、地元有機野菜生産者による講話を実施するなど食育の充実に取り組んでいるところでございますが、今後も地元産食材を学校給食に活用した食育の推進に努めてまいりたいと考えております。

○5番（吉留良三君） あわせて、そういう食育が進んで地域での野菜づくりが進んでくれば、生涯にわたる健康づくりにつながっていく期待が広がると考えます。

さきに行きました西条市の有機給食で育った卒業生の追いかけて調査というのがありました。それによりますと、有機給食で育った子どもたちは、値段よりも品質、中身で野菜や食品を選択するとの調査結果が出ております。この野菜は給食センターに出す野菜だよという安心感や作り手の誇りが市内に広がっていけば、食育も併せて市民全体の健康づくりにつながる機運醸成にもなっていくんじゃないかなと考えます。

健康増進、さらには本市も医療費対策にいろいろ努力をしていますけれども、行く行くはといたしますか、徐々に徐々に医療費対策にもつながっていくんじゃないかと考えます。

そうしたことから、このことを進めながら生涯にわたる健康づくりへの期待があると思うんですけれど、この点についてはいかがでしょうか。

○健康増進課長（久保さおり君） 食育を通じた健康づくりということでもありますけれども、平成17年に施行されました食育基本法は、子どもたちをはじめとした全国民が、食に関する正しい知識と食を選択する力を身につけ、健全で豊かな生活を送ることを目的としております。

本市におきましても、食育推進計画や食のまちづくり基本計画などを策定し、行政、関係機関、市民が連携して食育の推進に取り組んでいるところで

多様化した現代社会においては、健康寿命の延伸

は国民的課題であり、生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送るために、子どもから大人まで切れ目のない食育の取組が重要であります。特に、子どものうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育む礎とされており。

このようなことから、まずは学校給食における食育に重点的に取り組み、そのことが大人世代まで広がり、市民全体の健康づくりにつながるよう、食育の推進に努めてまいります。

○5番（吉留良三君） 先ほど申し上げましたように、西条市の卒業生がそういう形で健康づくりにつながっているということを含めて、今後もぜひ、いちき串木野市内でもそういう動きが広がって、健康づくりにつながればという思いであります。

次に参ります。

農業の担い手づくりについてであります。

小規模農家、家族経営など、兼業は日本農業の本質との指摘もあります。中山間地が多くて、現状を考えますと。食料・農業・農村基本法見直しでも、「多様な農業者による農業生産活動で農地の基盤確保が図られるよう配慮する」とあります。

私は、残念ながら「施策を進める」ではなくて「配慮する」というこの文章には非常に弱さを感じていますが、とにかく半農半Xなど様々な農業経営体と連携して、今、依然として強まっている田園回帰現象、これを取り込んでいくことも大事じゃないかと考えます。

2022年度の移住相談は37万件と過去最多を記録しております。依然として農村に向かう目はあります。さらに大都市へ若者がどんどん流入していますけれども、最近見られたように、子どもの出生は1を割って0.99だったのですかね、ということで、若者は入るけれども子どもは生まれないという現状を含めて生きづらさがあるんじゃないかと思えます。

これから田園回帰現象を含めて担い手づくりを呼び込んでいくことが大事ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○農政課長（久木田 聡君） 兼業農家、それから多様な人材の活用についてでございます。

本市の兼業農家、小規模農家も含めまして、2020年の農業センサスにおきまして農家戸数は約750戸ございますが、そのうちいわゆる専業の農業者は約50戸、兼業の農家は約260戸となっております、残りの約440戸は先祖代々の田畑を守りながら自家消費分を耕作している方々となります。そのうちの恐らく半分以上は土地の名義はお父さん、おじいさんなんですけれども、息子さんなどが働きながら耕作をしている状況にあるかと思っております。

新たな食料・農業・農村基本法で示された多様な人材の育成、確保について、国のほうでは、農業生産法人、いろんな作業受委託サービス、こういった経営の形態、規模の大小を問わず、営農活動の継続、生産基盤を維持していくといった形をイメージしているようでございます。

また一方、多様な人材をよそから呼び込む、あるいは地域に住んでいらっしゃる方を活用していく取組の中で、本市におきましても、地域に居住していらっしゃる会社勤めの方々、よく多面的事業というものがございまして、多面的事業の中でその地域の方々には除草作業ということで協力をいただいて生産基盤を維持しているといったところもございまして。

今後またそういった通常農業をされていない方々対しましても農業機械の操作を学ぶ機会を設けることで、中山間事業、多面的事業といった事業を使いまして、作業を委託しながら農地の保全、生産基盤の維持といったものがなくなってくるかなと考えているところでございます。

それと、移住の方に対して、本市に転入をされた方へ任意のアンケートをしておりますけれども、令和5年度中に191世帯、220名の方が本市に移住をしております。移住の理由といたしまして、転職が90世帯、新規就職が52世帯、起業が2世帯、結婚が24世帯、趣味や私生活の充実が23世帯となっております、残念ながら新規就農者という方はいらっしゃらなかったところでございます。

先ほども申し上げました田舎暮らしを希望されるIターンの方が新規就農になる場合には、いろんな形で技術、農地、資金といったものがなくなってしまうと。そういったことを踏まえまして、私

どもでは果樹生産向けの新規就農パンフレットを作成いたしましたして、いろんな資金とか農地とかの支援制度、それから、こういった形であれば生計が成り立つというモデルを示して、移住の受入れでこういった形をPRしているところがございます。

農業を行いながらゆとりのある生活ができる環境、受入れ体制、それがまた半農半Xを希望される方々に十分発信して届くような形に努めますとともに、地域にいらっしゃる兼業の方々が農地保全などに参加することで多様な人材を活用しながら農村コミュニティが維持されていく、こういった形で努めてまいりたいと思っているところがございます。

○5番（吉留良三君） 多様な人材といいますか、様々な担い手をつくりながら、例えば、農地がある方々は農業をしながらプラスアルファの、例えば、得意な技を活かした仕事を見つけて生活をしていく、基盤をつくっていくというのを含めて様々な努力が今から必要だと思うんですけど、今言われているのは兼業になる、農業をしながらプラスアルファで生活する、その生業探しのヒントは地域の困り事にあるんじゃないかと言われます。困り事は、とりわけ農村部、中山間地はあるわけです。買物難民、通院難民、除草、援農、農業の引継ぎも含めて、それから、例えば大工とか上がりであれば、家のこそくり、修理とか塗装とか様々な困り事をうまく活用してといいますか、業としてといいますか、やりながら地域で暮らしていける仕組みづくり、今から申し上げることに解決策はと思っているんですけど、こういう地域の困り事、このヒントについてはどうお考えですか。

○農政課長（久木田 聡君） 地域の困り事についてであります。

農地の保全、水路の除草、援農、こういった農村の維持に関することに関しましては、多面的事業で地域の会社勤めの方へ呼びかけたり、報酬など支払って協力していただいている地域もありますけれども、ほかのいろんな生活上の困り事につきましては、厚生労働省のほうで推奨しております「我が事・丸ごと」の地域づくりというのがございまして、地域福祉の一環といたしまして、民生委員によります高

齢者の見守り活動や市の社会福祉協議会によります給食の支援、買物の支援、それと、地域包括支援センターによります医療・介護の連携支援、それと、れいめい羽島協議会のほうにおきましては自動車部会でのフレンドカーによる高齢者の移動支援など多様な取組がなされて、そういった地域での困り事に幅広く対応していると理解しているところがございます。

○5番（吉留良三君） いろいろ回答いただきましたが、後の課題で併せてお聞きしたいと思います。

次に、これは令和4年12月議会で質疑をしたことですが、特定地域づくり事業協同組合を進めるべきじゃないかということでそのときは申し上げました。これは、御存じのように、企業などが会員、出資者になってそれぞれの困り事に対応していくという課題ですが、これの現状。

それから、42道府県知事が国に要望をしておりますけれど、このことで、それらを含めて把握していらっしゃるれば、その辺を含めてどのように考えるかお答えください。

○企画政策課長（山崎達治君） 特定地域づくり事業協同組合についてであります。

議員お説のとおり、特定地域づくり事業は、複数の民間事業者が発起人となって組合をつくり、移住者などを雇用し、組合員の事業者へ必要とする期間、派遣する事業であります。

本市のこれまでの取組といたしましては、制度の周知を図るため、昨年7月に制度説明会を開催しております。認定農業者や製造業、介護事業者など、市内の15事業者が参加されたところでもあります。また、事業者に対しては個別のヒアリングや各種会合における制度の説明など制度の周知を図っているところでもあります。

説明会におけるアンケート結果や個別のヒアリングから、労働者は確保したいものの設立発起人になる事業者がいないことや組合で雇用する労働者の確保が難しいなどの課題が挙げられております。

このようなことから、現在、各事業者においては、外国人材の雇用により深刻な労働者不足を補っているものと考えております。

議員お説の、さきに5月29日ですか、全国で42都道府県が協議会をつくられております。その際、自民党の議員連盟のほうに3項目ほど要望されていらっしゃると思います。その一つが十分な予算の確保と財政の拡大とか、あと2点目が、組合員以外の派遣が可能な利用料の割合の拡大などなど規制緩和の部分について要望されております。

このような形から状況も若干変わってくると思いますので、市といたしましては、今年度も引き続き説明会などを実施し、制度の周知を図っていくとともに、先進事例の紹介や事業者同士の意見交換などを行ってまいりたいと考えております。

○5番（吉留良三君） 今、課長がお答えいただきましたが、かなり厳しさがあるように私は聞こえてきました。現に外国人材が本市は350人前後、たしかいるということでしたよね。70人ぐらい増えている。そういうことでの人材の確保も進んでいるのかなと思うんですけども、私は、特定地域づくりも大事ですし、できればできたほうが会員になれる事業所にとっては繁閑の忙しい時期に、暇な時期じゃなくて忙しい時期に人を回してもらおうとか、働いてもらえるということを含めた仕組みでしょうからいいんだと思うんですけど、むしろ私は、同じときに申し上げましたが、労働者協同組合のほう融通も聞いて対応しやすいんじゃないかな、このほうがむしろ合っているんじゃないかなと考えるところであります。

これも御存じのように、3人いれば3人がそれぞれ会員として出資し、経営に関わり、働き手となるということで、仲のいい友達といいますか、気心の分かった仲間の人たちがグループをつくって、NPOよりも設立しやすい労働者協同組合で、3人がとにかく心を合わせればいろんな仕事ができる。いろんなところに行ける。

特定地域づくりというのは一定の大きな責任もありますよね。ずっと雇用しないといかん。ところが、労働者協同組合のほうは3人が責任を持って、プラスアルファを含めていろんな仕事をやっていけばいいわけで、そういう意味で言いますと、地域的には個人的にもこのほうがより社会に貢献できて、働き

やすさもあるんじゃないかなと思います。

1年半前に質問をしましたとき、市長のほうからは「まちづくり協議会との兼ね合いもあるので研究したい」という回答をされました。私は、まちづくり協議会にこういう仕事も受ける余裕が本当にあるのかなと思いますし、かねての運営に非常に困難な状況も人の不足も含めてありますから、むしろそういうことじゃないかと思うんですけど、まちづくり協議会との関係でいうと見解を持っていらっしゃるでしょうか。

○市長（中屋謙治君） 労働者協同組合というのは、お説ありましたように、労働者が出資をし、その意見を反映して自ら従事することを基本原理とする組織のようでございます。具体的には、除草作業であったりとか高齢者の見守り、また、買物困難者対策、こういった多様な地域課題を事業化することで副業などの多様な働き方を実現し、収入を得ながら地域課題に取り組む選択肢の一つである、このようなことで理解をいたしております。

先ほど申し上げたように、除草作業、高齢者の見守り、買物支援、こういったものは、本市としてはまちづくり協議会で取り組んでいる事例等もありますので、そのようなことを申し上げたところであります。

あと、労働者協同組合はNPO法人とは異なり行政庁への許認可等が必要ないことから、登記をしさえすれば法人格が付与され、より簡易に組織しやすい、このようなことでございます。

現時点、市としましては、まずはこういう制度ができていますよということをお知らせをするという段階でして、ホームページ、広報紙、こういうことで広報活動に取り組んでいるという状況でございます。

○5番（吉留良三君） これは一昨日でしたか、地域の輸送手段の確保ということで、国土交通省が説明会を開いて、道路運送法上の許可登録が要らない送迎サービスができるようになったよと。交通手段の確保が難しい地域で、支援団体、介護施設などが提供するサービスに関わる送迎であれば、謝礼、ガソリン代、高速道路料金などの実費が請求できる無

償運送はできますよということが新聞記事にありました。国土交通省が3月改正のガイドラインということで説明したそうです。例えば、こういうことも。

今、本市的には、例えば、いきいきタクシーとかありますね。それはそれでまだ完全に、十分に、潤沢にという思いはないみたいですが、そういう仕組みもあります。ただ、それも届かない地区も含めてあります。だから、一つの例として例えばこういうことを、謝礼も受け取れるということが説明されています。

それと、先ほど農業の関係で申し上げましたけれど、例えば、買い入れて規格外品が出ます。それらを含めて、例えば、女性でなくてもいいんですけど、女性3人が「私たちは漬物を作ろう」とか、「そういう施設を造って活動しよう」とか、台所の改修の費用を広島は出しているとかありますけれども、いろんなことにつながるんじゃないかなと思うわけです。

それぞれが働きやすい、それぞれがある意味で自由に選択できる、仲間内で、そして社会に貢献するというのでいいですと、京丹後市とか、前も申し上げましたが、広島とか静岡とか様々な先進地で、まだ法律になって2年ですかね、だけれどもかなり進んでいます。京丹後市長は「非常にいい仕組みだ」ということで、前回も申し上げましたけれど、そういう市長の声も出されています。

例えば、私なんかでいうと、トラクターを持っています。草刈り機を持っています。そういうのを使って地域で、もうほとんどボランティアで使っていますけれど、そういうのを持っている人はいっぱいいるわけで、もう使わなくなったというのがいっぱいおられるわけで、例えばそういうのをうまく利用するとか、私はやっぱりこういうのをもう少し研究されて、検討されて、少し援助をしながらそういう仕組みをつくってこれからの社会をつくっていく。中でも、とりわけさっき申し上げました若者、女性。例えば、さっき言いました規格外品を何とかしようというのは、私たちよりも女性のほうが得意ですので、例えばそういうのにも本当に活かされるんじゃないかと思うんですね。

それを含めて、ぜひ様々な観点から検討して、これについて援助するというか、そういう市の方向を出していただければと思います。

以上、農業・農村の存続について申し上げました。農業基本法が、そういう意味でいうと、私がさっきも申し上げましたように、これまでと変わっていないんじゃないかという思いがあるものですから、ぜひ本市での給食事業を核にして、場合によっては農政課の人も増やして体制を整えてでも、一つの大きな市の事業として進めていただいて、地域の活性化を行っていただければと思います。

以上、申し上げまして今日の質問は終わります。

○議長（中里純人君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（中里純人君） 本日はこれで散会します。

散会 午後2時30分